

## 08給水装置工事施工管理法

## 施工管理一般

平成24年度問題51 給水装置施工管理法 宅地内の給水装置工事の施工管理に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はいくつか。

- ア 宅地内の給水装置工事は、道路内の工事と異なり通行などに影響がないため、安全管理は特に必要ない。  
 イ 宅地内の給水装置工事の内容によっては、建築業者などとの調整が必要となることもある。  
 ウ 宅地内の給水装置工事は、工事箇所の給水区域の水道事業者の給水条例などを十分理解し行う必要がある。  
 エ 水道メータ以降の給水装置工事は、水道事業者の給水条例などで規定されているため、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令は適用されない。

- (1) 1  
 (2) 2  
 (3) 3  
 (4) 4

## 【解説】

ア 誤り。公道部に限らず、現場内での事故防止に努めなければならない。したがって**安全管理に配慮しなければならない**。

イ、ウ 記述の通り。

エ 誤り。**水道法第16条(給水装置の構造及び材質)**「水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」宅地内の給水工事であっても**給水装置は水道法第16条(給水装置の構造及び材質)が適用される**。

したがって、(2)が適当なもの数である。

平成24年度問題59 給水装置施工管理法 給水装置工事の施行に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。

- ア 給水管の口径を変更しない工事であっても、埋設ルートを変更する工事は、指定給水装置工事事業者が施行しなければならない。  
 イ 貯湯湯沸器を設置する工事は、指定給水装置工事事業者以外の工事事業者が施行してもよい。  
 ウ 新たに単独水栓を1栓設置する増設工事は、指定給水装置工事事業者以外の工事事業者が施行してもよい。  
 エ 既設の単独水栓を製造業者の異なる単独水栓に取り替える工事は、指定給水装置工事事業者以外の工事事業者が施行してもよい。

- |     | ア | イ | ウ | エ |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |

## 【解説】

ア 記述の通り。第16条の2(給水装置工事)第3項 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

**規則第13条(給水装置の軽微な変更)** 法第16条の2第3項 厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

給水管の移設など、**給水装置の軽微な変更以外は、水道事業者または指定給水装置工事事業者が施行しなければならない**。

イ 誤り。軽微な修繕ではないので、**水道事業者または指定給水装置工事事業者が施行しなければならない**。

ウ 誤り。水栓の増設は軽微な修繕ではないので、**水道事業者または指定給水装置工事事業者が施行しなければならない**。

エ 記述の通り。規則第13条で単独水栓の取替は軽微な修繕なので、ではないので**水道事業者または指定給水装置工事事業者以外でも施行できる**。

したがって、(1)が適当なものである。

平成24年度問題60 給水装置施工管理法 給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事の施行に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事などを施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させなければならない。  
 イ 工法及び工期については、給水装置工事主任技術者の判断で決定することができる。  
 ウ 指定給水装置工事事業者は、構造及び材質が指定されている場合は使用材料について水道事業者を確認し、適切な工事を行わなければならない。  
 エ 当該工事に従事する者が配管工事を施行するときには、給水装置工事主任技術者が現場で監督しなければならない。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア 記述の通り。給水装置工事は、配水管の取付口から水道メータまでの工事である。そのうち、配水管からの分岐は道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や給水条例等を十分理解し、水道事業者の指導のもと、水道法施行規則に基づき、適切に作業を行うことができる技能を有する者を工事に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させることとなっている。

イ 誤り。規則第23条(給水装置工事主任技術者の職務) 法第25条の4第3項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第36条第1項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

ウ 記述の通り。

エ 誤り。アの解説参照。適切に作業を行うことができる技能を有する者を工事に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させることとなっている。

したがって、(3)が適当なものである。

平成23年度問題59 給水装置施工管理法 給水装置工事の定義に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 給水装置工事とは、計画の立案、工事の施行、竣工検査までの一連の工事の過程の全部又は一部のことで、工事に先立って行う調査は含まれない。  
 イ 給水装置工事には、製造工場内における給水管及び給水用具の製造や組み立ては含まれない。  
 ウ 給水装置工事には、現実に給水がなされる、又はなされていた場所における給水装置の新設、改造、修繕及び撤去のすべての工事が含まれる。  
 エ 給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事と水道法において定義されている。

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

【解説】

ア 誤り。給水装置工事とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう(水道法第3条第11項)。つまり、給水装置を新設、改造、修繕、撤去する工事をいう。また、工事には調査、計画、施工及び検査の一連の過程が含まれている。

イ、ウ 記述の通り。

エ 記述の通り。水道法第3条(用語の定義)第11項 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

したがって、(3)が適当なものの数である。

平成23年度問題60 給水装置施工管理法 公道における給水装置工事の安全管理に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 工事の施行にあたっては、地下埋設物の有無を十分に調査するとともに、道路管理者に立会を求める等その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意する。
- イ 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、道路管理者と協議のうえ、必要に応じて防護措置を講ずる。
- ウ 工事の施行にあたって、掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該埋設物管理者と協議のうえ適切な表示を行う。
- エ 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近する場合には、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合には、所管消防署と協議を行い、保安上必要な措置を講じてから使用する。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |

【解説】

ア 誤り。道路管理者にではなく、**埋設物管理者**に立会を求める。

イ 誤り。道路管理者にではなく、**埋設物管理者**と協議する。

ウ 記述の通り。

エ は誤りである。消防署とではなく、**埋設物管理者**と協議する。

したがって、(4)が適切なものである。

平成22年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

公道における給水装置工事の場合は、 との協議のうえ  許可申請や  許可申請などを行い、 と協議のうえ道路使用許可申請などを行う必要がある。

- |     |       |      |      |       |
|-----|-------|------|------|-------|
|     | ア     | イ    | ウ    | エ     |
| (1) | 警 察 署 | 道路占用 | 道路利用 | 道路管理者 |
| (2) | 道路管理者 | 道路占用 | 道路利用 | 警 察 署 |
| (3) | 警 察 署 | 道路利用 | 道路掘削 | 道路管理者 |
| (4) | 道路管理者 | 道路占用 | 道路掘削 | 警 察 署 |

【解説】

公道における給水装置工事は、**道路管理者**との協議が必要となる。埋設管を敷設するので**道路占用**許可(一般的に、**道路掘削**許可も含まれる)が必要となる。また公道上を規制して掘削するため、**所轄警察署**の道路使用許可が必要となる。

したがって、(4)が適切なものである。

※道路管理者:道路占用許可

警 察 署:道路使用許可

これは間違いなく覚えるように。道路面の使用は警察署。道路部分の占用は道路管理者(国市町村)。

平成22年度問題52 給水装置施工管理法 配水管への取付けから水道メータまでの工事の施工管理に関する次の記述のうち、不適当なものの数はどれか。

- ア 指定給水装置工事事業者(以下、本問においては「工事事業者」という。)は、工事着手に先立ち現場付近の住民に対して、工事の内容について具体的な説明を行い、十分な協力が得られるよう努めなければならない。
- イ 工事事業者は、工事中に地下埋設物、地下施設その他工作物の移設、防護、切廻し等が必要となり、それを行った場合は、速やかに水道事業者や当該施設の管理者に報告しなければならない。
- ウ 工事事業者は、水道事業者が常に施工状況を確認できるよう必要な資料の提出及び報告等適切な処置を講じる必要がある。
- エ 工事事業者は、工事の施行に際し、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起らないように適切な措置を講じる必要がある。特に住宅地においては、低騒音型機械等の使用により騒音を軽減させる。

- (1) 0  
(2) 1  
(3) 2  
(4) 3

【解説】

ア 記述の通り。

イ 誤り。工事施工中他の者の所管に属する地下埋設物、地下施設その他工作物の移設、防護、切り回し等を必要とするときは、速やかに水道事業者や埋設管等の管理者に申し出て、その指示を受ける。事後報告ではなく、**事前立会及び協議が必要である。**

ウ 記述の通り。

エ 記述の通り。

したがって、(2)が不適当なものの数である。

平成21年度問題51 給水装置施工管理法 配水管への取付けから水道メータまでの給水装置工事の施工管理に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 配水管への取付けから水道メータまでの工事は、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように施行しなければならない。
- (2) 配水管への取付口から水道メータまでの使用材料については、水道事業者がその構造及び材質を指定する場合があるので、水道事業者を確認する。
- (3) 公道上での工事を必要とする配水管からの分岐工事については、道路管理者に対し道路使用許可申請が必要となる。
- (4) 公道上の工事については、道路管理者が道路管理の観点から規制をする場合があるので、工事等の範囲について事前に水道事業者を確認する。

【解説】

- (1) 記述の通り。水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第三号 **水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。**
- (2) 記述の通り。厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「給水装置の構造及び材質の基準の改正について」(衛水第203号 平成9年7月23日)  
第3 給水装置の構造及び材質の基準の運用  
3-2 性能基準適合品であることの判断について  
(5)水道事業者は、法第16条の権限の発動とは別に、**災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から、配水管への給水管の取付工事及び当該取付口から水道メータまでの給水装置工事についてその材料や工法等の指定を行うことは可能であるが、この場合であっても災害時の給水や災害復旧工事の円滑な実施を確保するために、必要最低限のものに限定して材料指定等を行うこと。**  
<http://kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyuusuidb/kyusui/zaishitukijyun.htm> ※このサイトは必ず確認されたし。
- (3) 誤り。公道における給水装置工事の場合は、**道庁管理者との協議のうえ道路占用許可申請**や警察署と協議のうえ道路使用許可申請などを行う必要がある。
- (4) 誤り。公道上の工事については、道路管理者が道路管理の観点から規制をする場合があるので、工事等の範囲について事前に**道路管理者、警察署**を確認する。  
※公道部の工事範囲(占用)については、道路管理者と協議をするのが一般的である。また工事の交通規制等については警察署と事前に協議し、道路使用許可申請をするものである。  
したがって、設問(4)の趣旨はよくわからないが、設問(3)は明らかに不適当であるので、(3)を不適当なものとする。

平成21年度問題54 給水装置施工管理法 給水装置工事の施工管理に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

給水装置工事は、配水管の取付口から  ア  までの工事である。そのうち、配水管からの分岐は道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や給水条例等を十分理解し、 イ  の指導のもと、水道法施行規則に基づき、**適切に作業を行うことができる**  ウ  を工事に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に  エ  させることとなっている。

- |     | ア       | イ     | ウ       | エ  |
|-----|---------|-------|---------|----|
| (1) | 末端の給水用具 | 道路管理者 | 国家資格者   | 施工 |
| (2) | 末端の給水用具 | 水道事業者 | 技能を有する者 | 監督 |
| (3) | 水道メータ   | 道路管理者 | 技能を有する者 | 施工 |
| (4) | 水道メータ   | 水道事業者 | 国家資格者   | 監督 |

【解説】

給水装置工事は、配水管の取付口から**末端の給水用具**までの工事であるが、その工事の内容によっては水道事業者が事業運営上特定の範囲を設けている例もある。給水装置工事の中で、配水管からの分岐工事は、道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令や工事箇所の給水区域の水道事業者の給水条例等を十分理解し、**水道事業者**の指導のもとで適切な工事を行わなければならない。

水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第二号では、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう**適切に作業を行うことができる技能を有する者**に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実際に**監督**させることとされている。

したがって、(2)が適当なものである。

平成20年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事の施行に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 公道の掘削を伴う給水装置工事を施行するためには道路管理者と協議の上、当該管理者に道路使用許可申請や掘削許可申請等を行う。
- イ 配水管からの給水管の取り出し工事を含む給水装置工事を受注した場合、工事などの範囲を水道事業者を確認する必要がある。
- ウ 給水装置工事を受注した場合、配水管への取り付け口から水道メータまでの使用材料については、水道事業者を確認する必要がある。
- エ 建築中の宅地内の給水装置工事については、建築工事の進捗状況に合わせた配管工事が必要となる。

- |     | ア | イ | ウ | エ |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (2) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |

【解説】

ア 誤り。道路使用許可申請は、**所轄警察署長**あてである。道路使用は公道上を**使用**するための許可である。占用は道路を占有するので、道路の所有者の許可が必要となる。

道路使用許可→所轄警察署長 道路占用許可→道路管理者

イ、ウ、エ 記述のとおり。

したがって、(2)が適当なものである。

平成19年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事の施工管理に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施行について十分な協力が得られるように努める。
- イ 工事の施行に際し、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿線住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないよう適切な措置を講じる必要がある。
- ウ 工事の施行中に事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な措置を講じたうえで、水道事業者や関係官公署に事故状況及び措置内容の報告を行う。
- エ 水道事業者は、給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する場合があるので、給水装置工事を受注した場合は、配水管への取付口から水道メータまでの使用材料について水道事業者を確認する必要がある。

- ア イ ウ エ
- (1) 正 誤 誤 正
- (2) 正 正 正 正
- (3) 正 正 誤 誤
- (4) 誤 正 正 正

【解説】

ア、イ、ウ、エ 記述のとおり。

したがって、(2)が適当なものである。

平成19年度問題57 給水装置施工管理法 給水装置工事に関する次の記述の内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

公道上の給水装置工事にあたっては、**ア** と協議のうえ道路占用許可申請や **イ** 許可申請などを行うとともに、**ウ** と協議のうえ **エ** 許可申請などを行う必要がある。

- |     | ア     | イ    | ウ     | エ    |
|-----|-------|------|-------|------|
| (1) | 道路管理者 | 道路使用 | 警察署   | 道路利用 |
| (2) | 警察署   | 道路利用 | 道路管理者 | 道路掘削 |
| (3) | 道路管理者 | 道路掘削 | 警察署   | 道路使用 |
| (4) | 警察署   | 道路使用 | 道路管理者 | 道路利用 |

【解説】

**道路占用許可申請**は**道路管理者**へ、**道路使用許可申請**は**所轄警察署長**へ申請する。

したがって、(3)が適当なものである。

平成18年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事の施工管理に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施行について十分な協力が得られるように努める。  
 イ 工事の施行に際し、建設物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道住民から騒音、振動、じんあい等による苦情が起こらないよう適切な措置を講じる必要がある。  
 ウ 工事の施行中、他の者の所管に属する地下埋設物、地下施設その他工作物の移設、防護、切り廻し等が必要となったときは、当該工事を終えた後、直ちに水道事業者や埋設管などの管理者に報告する。  
 エ 常に工事の進行状況について把握し、予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑な進行を図る。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア、イ、エ 記述のとおり。

ウ 誤り。埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置等を講ずる。また、掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、防護協定等を遵守して措置し、当該管理者と協議のうえ、適切な標示を行う。

工事は、地下埋設物の有無を十分に調査するとともに**当該埋設物管理者に立会を求める**等その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意する。

したがって、(1)が適当なものである。

平成17年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事の施工管理に関する次の文章の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

水道事業者は、による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするために、からまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、そのを指定する場合がある。したがって、給水装置工事を受注した場合は、からまでの使用材料について水道事業者を確認する必要がある。

- |     |      |          |         |          |
|-----|------|----------|---------|----------|
|     | ア    | イ        | ウ       | エ        |
| (1) | 品質不良 | 宅地内      | 末端の給水用具 | 構造及び材質   |
| (2) | 災害等  | 宅地内      | 水道メータ   | 設置及び施工方法 |
| (3) | 品質不良 | 配水管への取付口 | 末端の給水用具 | 設置及び施工方法 |
| (4) | 災害等  | 配水管への取付口 | 水道メータ   | 構造及び材質   |

【解説】

水道事業者は、**災害等**による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするために、**配水管への取付口**から**水道メータ**までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その**設置及び施工方法**を指定する場合がある。したがって、給水装置工事を受注した場合は**配水管への取付口**から**水道メータ**までの使用材料について水道事業者を確認する必要がある。

したがって、(2)が適当なものである。

平成17年度問題60 給水装置施工管理法 配水管への取付けから水道メータまでの給水装置工事の施工管理に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 水道事業者が常に施工状況の確認ができるよう、必要な資料の提出及び報告等適切な処置が講じられていなければならない。
- (2) 工事着手に先立ち、現場付近住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、工事の施行について十分な協力が得られるように努めなければならない。
- (3) 工事の施行にあたり、事故が発生した場合には、水道事業者や関係官公署に事故状況の報告を行い、緊急措置について指示を受けたいうで、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 工事の施行に際し、建築物、道路等の施設に障害を及ぼさないよう十分注意するとともに、沿道住民から騒音、振動等による苦情が起らないように適切な措置を講じる必要がある。

【解説】

- (1)、(2) 記述のとおり。
- (3) 誤り。工事の施行にあたり、事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、**直ちに必要な措置を講じたうえ**、事故の状況及び措置内容を水道事業者や関係官公署に報告する。
- (4) 記述のとおり。

したがって、(3)が不適当なものである

平成16年度問題51 給水装置施工管理法 給水装置工事の施行に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 配水管への取付けから水道メータまでの工事は、あらかじめ水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように施行しなければならない。
- (2) 配水管への取付口から水道メータまでの使用材料については、給水装置の構造及び材質の基準に適合していればよく、当該水道事業者を確認する必要はない。
- (3) 工事中に、地下埋設物、地下施設その他工作物の移設、防護、切廻し等を必要とするときは、速やかに水道事業者や当該施設の管理者に申し出て、その指示を受けなければならない。
- (4) 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を受注した場合は、工事などの範囲を当該水道事業者を確認する必要がある。

【解説】

- (1) 記述のとおり。
- (2) 誤り。水道法施行規則第36条(事業の運営の基準)第三号において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水管の配水管への取付口から水道メータまでの工事は、予め**水道事業者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合するように施行しなければならない**とされている。
- (3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成15年度問題51 給水装置施工管理 給水装置工事の施工管理に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

給水装置工事は配水管の取付口から  ア  までの工事である。そのうち、配水管からの分岐は道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や工事区域を所管する  イ  の条例等を十分理解し、 イ  の指導のもと、適切に作業を行うことができる

ウ  を工事に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に  エ  させる。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	末端の給水用具	道路管理者	国家資格者	施工
(2)	末端の給水用具	水道事業者	技能を有する者	監督
(3)	水道メータ	道路管理者	技能を有する者	施工
(4)	水道メータ	水道事業者	国家資格者	監督

【解説】

給水装置工事は、配水管の取付口から**末端の給水用具**までの工事である。そのうち、配水管からの分岐は道路上での工事を必要としていることから、適切な工程管理、品質管理、安全管理を行う必要がある。また、給水装置工事主任技術者は、給水装置の構造及び材質の基準や工事区域を所管する**水道事業者**の条例等を十分理解し、**水道事業者**の指導のもと、適切に作業を行うことができる**技能を有する者**を工事に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に**監督**させる。

したがって、(2)が**適当なもの**である。

平成15年度問題55 給水装置施工管理 道路上の給水装置工事の施工管理に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 作業場に設置するさくなどは、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであり、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものである。
- (2) 道路上に作業場を設ける場合は、原則として交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。
- (3) 道路上に設置した作業場内には、作業用車両のほか、緊急連絡用のための車両1台を駐車させることができる。
- (4) 施工者は、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、道路工事現場における標示施設などの設置基準による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

【解説】

(1)、(2)、(4) 記述のとおり。

(3) 誤り。道路上に設置した作業場内には、原則として、**作業に使用しない車両を駐車させてはならない**。

したがって、(3)が**不適当なもの**である。

## 工程管理

平成23年度問題52 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程管理に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

工程管理については、一般的に計画、実施、管理の各段階に分けることができる。計画の段階では、施工の順序や方法、建築工事などとの  ア、機械器具などの手配や技術者、配管技能者を含む  イ の手配について計画を立てる。実施の段階では、 ウ による指導監督等を行い、管理の段階では、工事進捗度や資材等の手配状況を把握し、必要に応じて工程の修正や  エ を行う。

ア	イ	ウ	エ
(1) 日程調整	作業従事者	給水装置工事主任技術者	再計画
(2) 在庫確認	作業従事者	技能を有する者	申請
(3) 日程調整	作業主任者	技能を有する者	再計画
(4) 在庫確認	作業主任者	給水装置工事主任技術者	申請

### 【解説】

工程管理については、一般的に計画、実施、管理の各段階に分けることができる。計画の段階では、施工の順序や方法、建築工事などとの **日程調整**、機械器具などの手配や技術者、配管技能者を含む **作業従事者** の手配について計画を立てる。実施の段階では、**給水装置工事主任技術者** による指導監督等を行い、管理の段階では、工事進捗度や資材等の手配状況を把握し、必要に応じて工程の修正や **再計画** を行う。

したがって、(1)が適当なものである。



平成22年度問題58 給水装置施工管理法 給水装置工事における工程管理に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 工程計画は、常に水道事業者、交通管理者、道路管理者及び建築工事等関連工事の業者と協議し、定めた工程に合わせて行うことが必要となる。
- (2) 工程管理とは、着工から竣工まで一連工程の時間的管理である。そのため、他の場所での工事の工程に合わせた時間の管理を行いながら、労働力の確保と適正な配置を最優先しなければならない。
- (3) 工程計画を立てるときには、作業の順序、並行してできる作業、作業ごとの相互関係、それぞれの作業に要する日数、工期と作業日数の関係などの考慮すべき基本事項がある。
- (4) 工程管理は、計画や図面に基づき、決められた工期の他、給水装置に求められる品質及び工事の施工精度等を満たすよう、効率的かつ経済的に工事を仕上げていくことである。

【解説】

- (1) 記述の通り。交通管理者は警察署長の意味か？
- (2) 誤り。給水装置工事における工程管理は、着工から竣工までの一連の工程の、**単なる時間的管理ではない**。時間的管理の観点にとどまらず、機械器具の選定、労働力・技術力の確保、給水管及び給水用具等の工事使用材料、機械器具・検査機器などを効果的に活用することを可能とするものでなければならない。
- (3) 記述の通り。  
工程計画を立てるときに考慮すべき基本事項としては、次の事項がある。
  - ① 作業の順序
  - ② 平行してできる作業
  - ③ 作業ごとの相互関係
  - ④ それぞれの作業に要する日数
  - ⑤ 工期と作業日数の関係
- (4) 記述の通り。

したがって、(2)が不適当なものである。

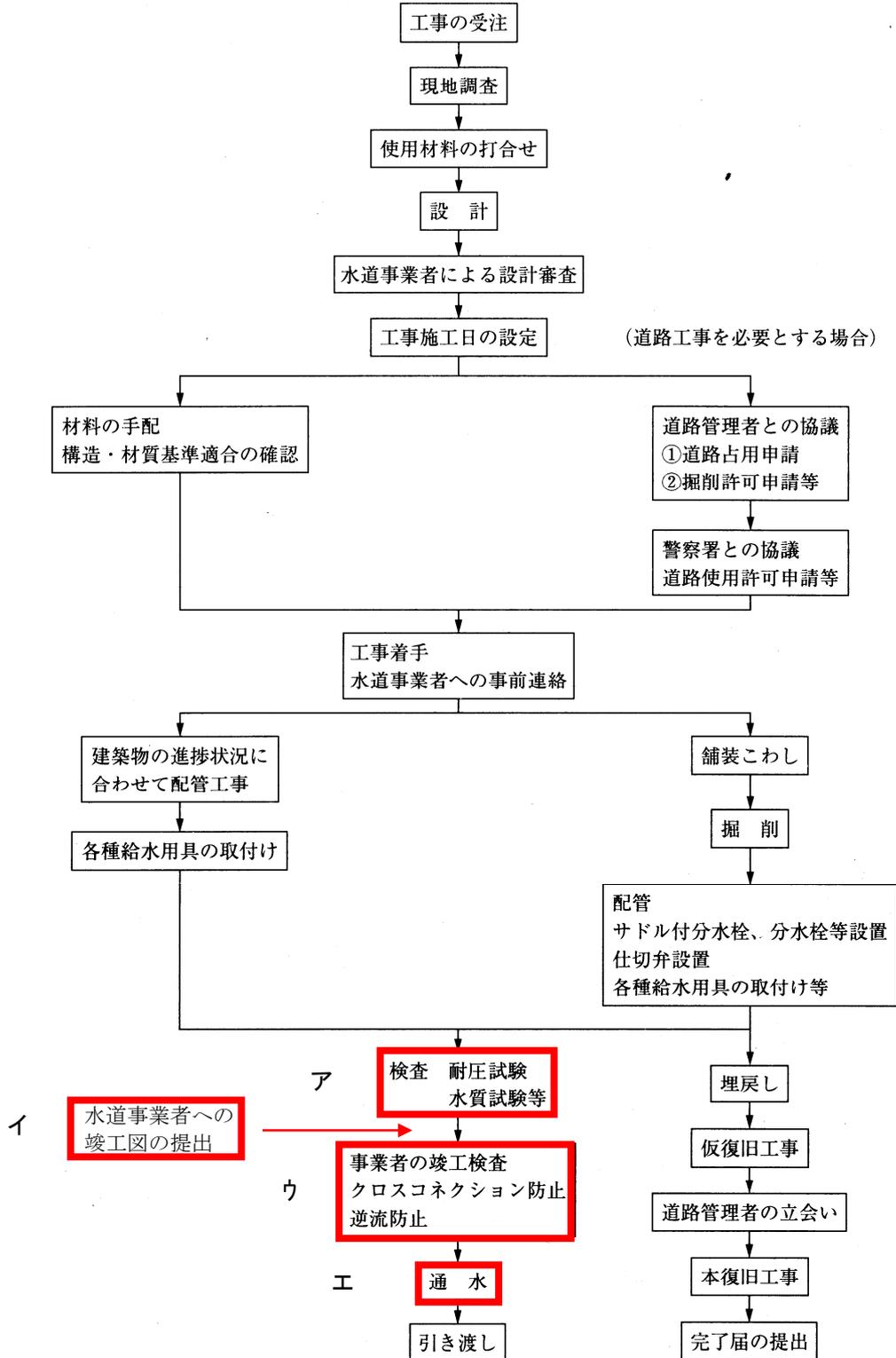
平成22年度問題60 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程に関する次のフロー図の **ウ** に入る**適当なものはどれか**。

工場の施工 → **ア** → **イ** → **ウ** → **エ** → 引き渡し

- (1) 通水
- (2) 指定給水装置工事事業者の検査
- (3) 水道事業者の竣工検査
- (4) 水道事業者への竣工図の提出

【解説】

下図参照



給水工事の工程の例

したがって、(3)が適当なものである。

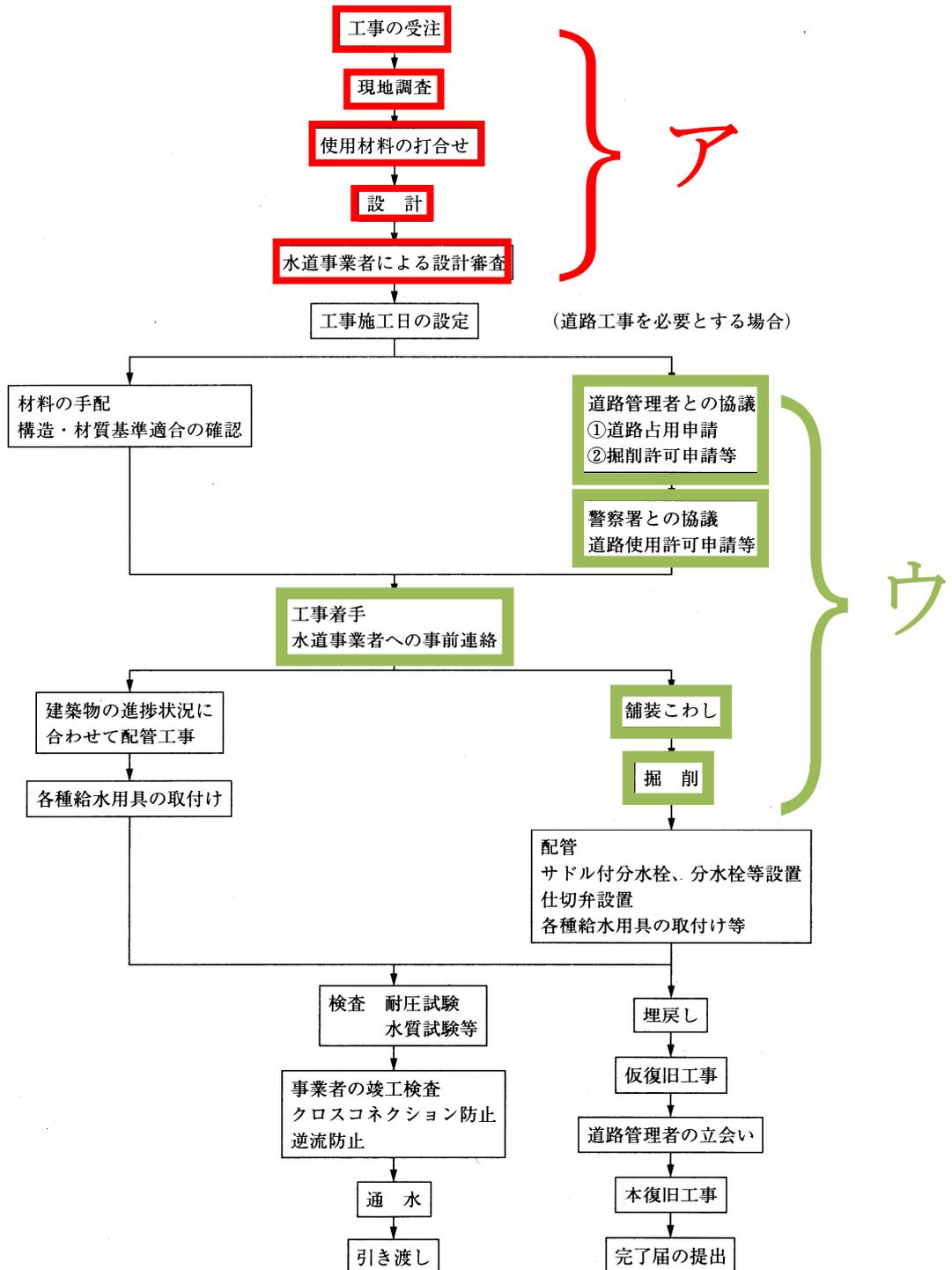
平成21年度問題60 給水装置施工管理 給水装置工事の工程の一部を示している次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 工事受注 → 現地調査 → 使用材料の打合せ → 設計 → 水道事業者による設計審査
- イ 材料の手配 → 工事着手 → 配管工事 → 耐圧試験 → 給水用具の取付け
- ウ 道路管理者との協議 → 警察署との協議 → 工事着手 → 舗装こわし → 掘削
- エ 給水用具の取付け → 給水装置工事事業者の検査 → 通水 → 水道事業者の竣工検査

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

【解説】

下図参照



したがって、(2)が適当なものである。

平成20年度問題52 給水装置施工管理 給水装置工事の工程管理に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 作業が可能な日数を、土曜日、日曜日、祝祭日の他、天候による作業が不可能な日などを差し引いて推定し、無理のない余裕ある工程計画を立てた。
- イ 給水装置の構造及び材質の基準に適合している材料を手配していたが、時間はかかるものの、念のため、施工時にも同基準に適合しているかを確認した。
- ウ 水道事業者などと事前に打合せを行って工程計画を作成し、作業を進めていたが、他の工事業者の進捗状況に合わせてその工程計画の一部を修正した。
- エ 工程計画どおりに順調に作業を進めていたところ、他の工事業者の進捗を妨げることが判ったが、材料の手配や作業従事者の手配も済んでいることに加え、給水装置工事の完了が遅れることを避けるため、計画のとおり作業を進めた。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 正 |

【解説】

ア、イ、ウ 記述のとおり。

エ 誤り。工程管理は、常に水道事業者、道路管理者及び建築工事など**関連工事の業者と協議して定めた工程に合わせて行うことが必要となる**。段取りの悪さ、連絡の不備、事故等により現場でしばしば工程が遅れることがあるが、予め無理のない工程計画を立てることも重要である。

したがって、(1)が適当なものである。

平成19年度問題52 給水装置施工管理 給水装置工事の工程管理に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水装置工事の工程管理は、着工から竣工まで一連工程の時間の管理である。そのため他の場所で施工中の工程に合わせた時間管理を行いながら、労働力の確保と適正な配置を最優先しなければならない。
- (2) 工程管理の手順は、一般的に計画、実施、管理の各段階に分けることができる。
- (3) 給水装置工事の工程計画は、常に水道事業者、交通管理者、道路管理者及び建築工事等関連工事の業者と協議し定めた工程に合わせて行うことが必要となる。また、建築工事等関連工事との調整や天候等により現場でしばしば工程に遅れが生じることがあるので、あらかじめ無理のない工程計画を立てることが重要である。
- (4) 工程計画を立てるときには、作業の順序、並行してできる作業、作業ごとの相互関係、それぞれの作業に要する日数、工期と作業日数の関係などの考慮すべき基本事項がある。

【解説】

(1) 誤り。給水装置工事における工程管理は、着工から竣工までの一連の工程の、**単なる時間的管理ではない**。時間的観点にとどまらず、機械器具の選定、労働力・技術力の確保、給水管及び給水用具等の工事使用材料、機械器具・検査機器などを効果的に活用することを可能とするものでなければならない。

(2) 記述のとおり。

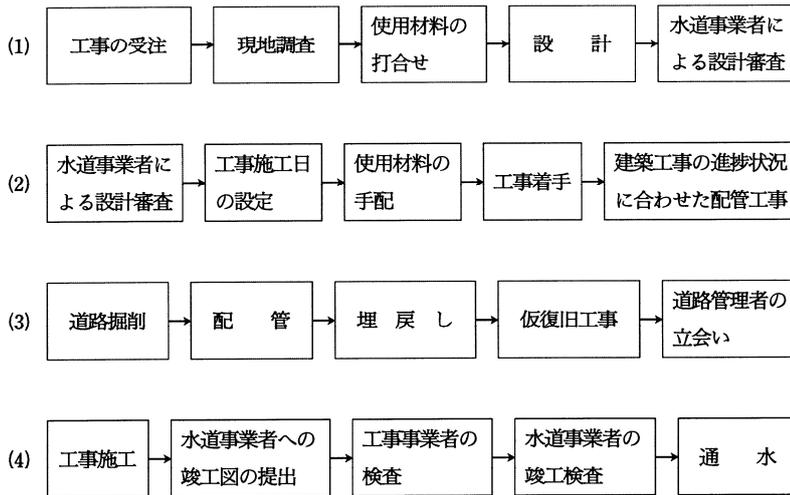
(3) 給水装置工事の工程管理は、常に水道事業者、道路管理者及び建築工事等関連工事の業者と協議して定めた工程に合わせて行うことが必要となる。段取りの悪さ、連絡の不備、事故等により現場でしばしば工程が遅れることがあるが、予め無理のない工程計画を立てることも重要である。

交通管理者は、所轄警察署長を指すものか、あるいは市町村交通の運行者(この場合は「交通事業管理者」)を指すものか?。もしバス路線等があるとすれば、バスの運行者との協議も必要になる。交通管理者は特定しがたい名称なので、問題としては、不適と思われる。

(4) 記述のとおり。

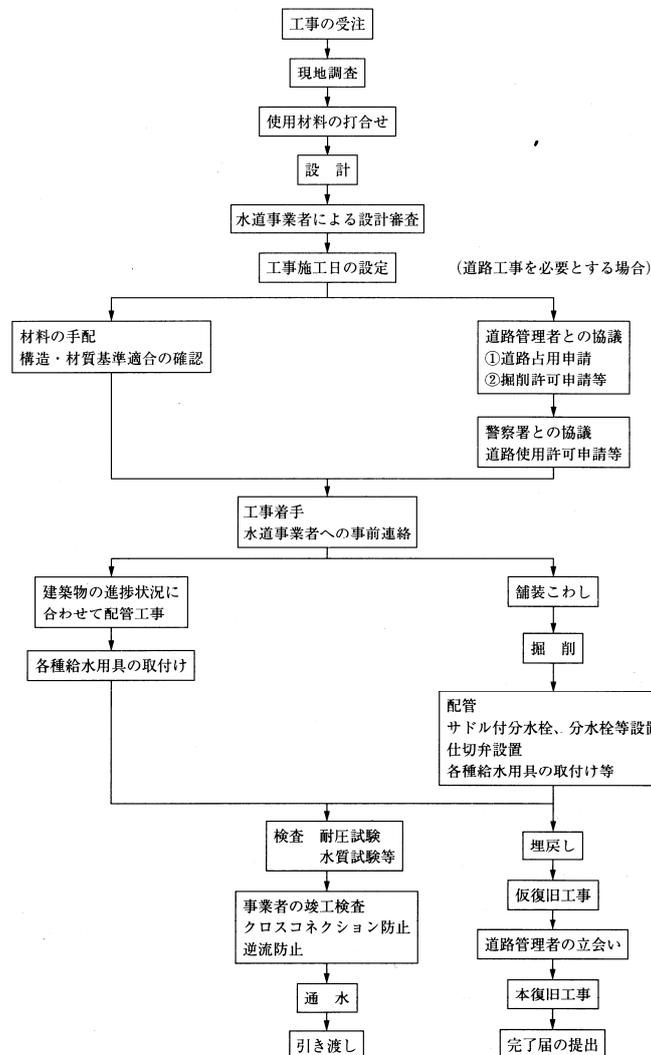
交通管理者が所轄警察署長であれば(3)は「正」となり、したがって、(1)が不適当なものである。

平成18年度問題54 給水装置施工管理 給水装置工事の工程の一部を示している次の記述のうち、不適当なものはどれか。



【解説】

一般的な施工の流れを図に示す。



- (1) 記述のとおり。工事の受注～水道事業者による設計審査
- (2) 記述のとおり。水道事業者による設計審査～建築物の進捗状況に合わせた配管工事
- (3) 記述のとおり。道路掘削～道路管理者の立会い
- (4) 工事施工→工事事業者の検査→水道事業者への竣工図の提出→水道事業者の竣工検査→通水  
社内(自主)検査をした後、水道事業者に竣工図を提出する。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成17年度問題56 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程計画を立てるときの基本事項に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 作業の順序と並行してできる作業について考慮する必要がある。  
 イ 作業ごとの相互関係について考慮する必要がある。  
 ウ それぞれの作業に要する日数について考慮する必要がある。  
 エ 工期と作業日数の関係について考慮する必要がある。

- ア イ ウ エ  
 (1) 正 正 誤 誤  
 (2) 正 正 正 誤  
 (3) 誤 誤 正 正  
 (4) 正 正 正 正

【解説】

工程計画を立てるときに考慮すべき基本事項としては、次の事項がある。

- ① 作業の順序  
 ② **平行してできる作業**  
 ③ **作業ごとの相互関係**  
 ④ **それぞれの作業に要する日数**  
 ⑤ **工期と作業日数の関係**

したがって、(4)が**適当なもの**である

平成16年度問題53 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程を示す下図の内に**入る語句の組み合わせのうち、適当なもの**はどれか。

工事の施工 → **ア** → **イ** → **ウ** → **エ** → **引渡し**

	ア	イ	ウ	エ
(1)	指定給水装置工事事業者の検査	水道事業者への竣工図の提出	水道事業者の竣工検査	通水
(2)	水道事業者への竣工図の提出	水道事業者の竣工検査	指定給水装置工事事業者の検査	通水
(3)	指定給水装置工事事業者の検査	通水	水道事業者への竣工図の提出	水道事業者の竣工検査
(4)	指定給水装置工事事業者の検査	水道事業者の竣工検査	水道事業者への竣工図の提出	通水

【解説】

給水工事の工程の例のとおりであり、

工事の施工 → **指定給水装置工事事業者の検査** → **水道事業者への竣工図の提出**  
 → **水道事業者の竣工検査** → **通水** → 引渡し

となる。

したがって、(1)が**適当なもの**である。

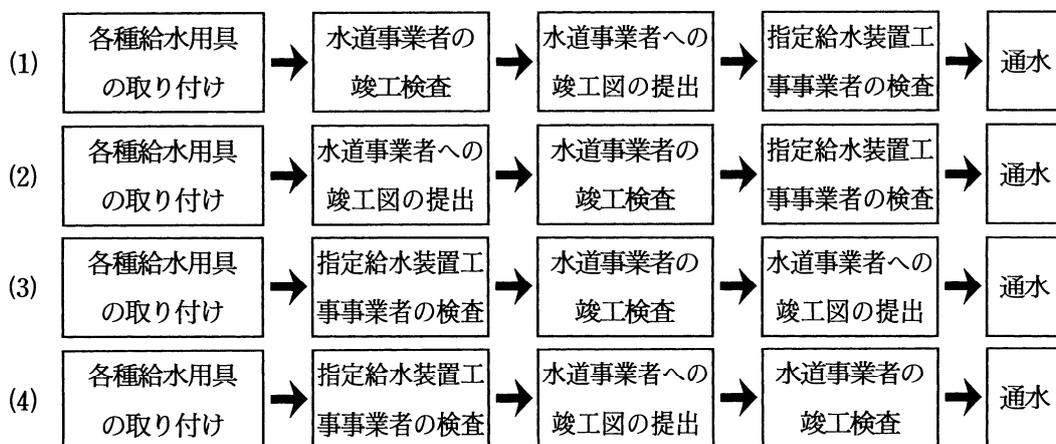
平成16年度問題55 給水装置施工管理法 工程管理及び工程計画に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 工程管理は、計画、施工、検査の全ての段階を通して、要求される性能を有する給水装置を完成させるために種々の手段を講ずることをいう。
- (2) 工程管理は、時間的管理の観点にとどまらず、機械器具の選定、給水管などの使用材料、労働力の確保などの効果的活用を可能とするものでなければならない。
- (3) 工程計画は、給水装置工事の規模、内容等によって決定されるが、道路管理者、水道事業者等との調整も大切な要素である。
- (4) 工程計画を立てるときには、無理のない計画を立てることが重要である。

【解説】

- (1) 誤り。給水装置工事の施工における工程管理とは、計画や図面に基づき、決められた工期の他、給水装置に求められる品質及び工事の施工精度等を満たすよう、効率的かつ経済的に工事を仕上げて行くことである。**設問は品質管理の定義である。**
- (2)、(3)、(4) 記述のとおり。
- したがって、(1)が不適当なものである。

平成15年度問題52 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程に関する次の記述のうち、**適当なものはどれか。**



【解説】

給水装置工事の工程は、配管工事と各種給水用具の取り付け完了後に、指定給水装置工事事業者による**自主検査**を行い工事の完成を確認する。次に**水道事業者に竣工図**を提出して、**水道事業者の竣工検査**を受け、合格後、**通水**して引き渡すこととなる。

したがって、(4)が適当なものである。

平成15年度問題53 給水装置施工管理 給水装置工事の工程管理に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。

工程管理の手順は、一般に計画、実施、アの各段階に分けることができる。計画の段階では、施工の順序や方法、建築工事などとの日程調整、機械器具などの手配や技術者、技能者を含むイの手配について計画を立てる。実施の段階では、ウによる指導監督などを行い、アの段階では、工事の進捗度や資材等のエ状況を把握し、必要に応じて工程の修正や再計画を行う。

	ア	イ	ウ	エ
(1) 管理	作業従事者	給水装置工事主任技術者	手配	
(2) 施工	作業従事者	技能を有する者	手配	
(3) 管理	作業主任者	技能を有する者	在庫	
(4) 施工	作業主任者	給水装置工事主任技術者	在庫	

**【解説】**

工程管理の手順は、一般的に計画、実施、**管理**の各段階に分けることができる。計画の段階では、施工の順序や方法、建築工事などとの日程調整、機械器具などの手配や技術者、技能者を含む**作業従事者**の手配について計画を立てる。実施の段階では、**給水装置工事主任技術者**による指導監督などを行い、管理の段階では、工事の進捗度や資材等の**手配**状況を把握し、必要に応じて工程の修正や再計画を行う。

したがって、(1)が適当なものである。

## 品質管理

平成23年度問題56 給水装置施工管理 給水装置工事の品質管理に関する記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 品質管理は、調査から計画、施工、検査の全ての段階を通して、要求される品質、性能を有する給水装置を完成させるために種々の手段を講ずることをいう。
- (2) 品質管理により期待できる効果として、給水装置全体の品質の向上、給水装置工事の原価の低減、指定給水装置工事事業者としての信頼の確保などがある。
- (3) 品質管理を的確に行うためには、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者及び配管技能者を含む作業従事者等の関係者の積極的な参加が必要とされる。
- (4) 給水装置工事主任技術者は、水道事業者の指導監督のもと給水装置工事における適正な品質管理を行い、検査の手数を減少させることのないよう、品質確保に努める必要がある。

## 【解説】

給水装置工事は、量産工場などとは異なり、同一作業が連続して行われるわけではなく、一品受注のものであって現場で実施されるものであるから給水装置工事主任技術者の指導監督のもと現場に従事する配管工などの技能者を含む作業従事者等が一件一件の工事ごとに適切な作業を行う必要がある。これらがあつてはじめて、給水装置工事の品質管理が適正に行われる。品質管理により期待できる効果は以下のとおりである。

- ① 給水装置全体の品質の向上
- ② 給水装置工事事業者としての信頼の獲得
- ③ 給水装置工事の原価の低下
- ④ 無駄な作業の減少
- ⑤ **検査の手数の大幅な減少**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成22年度問題55 給水装置施工管理 工程管理、品質管理に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 工程管理とは、計画、施工、検査のすべての段階を通じて、要求される品質、性能を有する給水装置を完成するために種々の手段を講ずることをいう。
- (2) 品質管理により期待できる効果には、給水装置工事事業者としての信頼の確保、無駄な作業や検査の手数の減少等がある。
- (3) 工程計画の基礎となるべき作業可能日数は、土曜、日曜及び祝日のみならず天候などによる作業不可能日を差し引いて推定する。
- (4) 工事施工中に他の者の所管する地下埋設物の防護を必要とするときには、当該埋設物の管理者に申し出て、その指示を受ける。

## 【解説】

(1) 誤り。給水装置工事における品質管理とは**調査から**計画、施工、検査の全ての段階を通して、要求される品質・性能の給水装置を完成させるために種々の手段を講ずることをいう。

(2)、(3)、(4) 記述の通り。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成22年度問題56 給水装置施工管理 給水装置工事の使用材料に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

水道事業者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を  ア かつ適切に行えるようにするために、配水管への取付口から  イ までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する場合がある。

したがって、給水装置工事を受注した場合は、配水管への取付口から  ウ までの使用材料について、当該水道事業者  ウ 必要がある。

- |     | ア  | イ     | ウ      |
|-----|----|-------|--------|
| (1) | 迅速 | 水道メータ | に確認する  |
| (2) | 確実 | 水道メータ | の承認を得る |
| (3) | 迅速 | 給水栓   | に確認する  |
| (4) | 確実 | 給水栓   | の承認を得る |

【解説】

配水管への取付口から水道メータまでの使用材料について水道事業者は災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を**迅速**かつ適切に行えるようにするために、配水管への取付口から**水道メータ**までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定する場合がある。したがって、給水装置工事を受注した場合は、配水管への取付口から水道メータまでの使用材料について水道事業者**に確認する**必要がある。

したがって、(1)が適当なものである。

平成21年度 問題59 給水装置施工管理 給水装置工事の品質管理に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はいくつか。

ア 品質管理とは、調査から計画、施工、検査の全ての段階を通して、要求される品質、性能を有する給水装置を完成させるために種々の手段を講ずることをいう。

イ 各工程における品質管理は、調査、計画、施工、検査の各段階で、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令、施主の求める給水装置の性能、配水管から給水管を取り出す工事等で求められる水道事業者の工事上の条件を満足しているかどうかを確認する必要がある。

ウ 給水装置工事は、一品受注のものであって現場で実施されるものであるから、給水装置工事主任技術者の指導監督のもと現場に従事する配管技能者を含む作業従事者等が工事ごとに適切な作業を行う必要がある。

エ 品質管理による効果としては、給水装置全体の品質の向上、給水装置工事事業者としての信頼の確保、工事原価の低減、無駄な作業の減少、検査の手数の減少等がある。

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

【解説】

ア、イ、ウ 記述の通り。

エ 記述の通り。給水装置工事は、量産工場などとは異なり、同一作業が連続して行われるわけではなく、一品受注のものであって現場で実施されるものであるから給水装置工事主任技術者の指導監督のもと現場に従事する配管工などの技能者を含む作業従事者等が一件一件の工事ごとに適切な作業を行う必要がある。これらがあつてはじめて、給水装置工事の品質管理が適正に行われる。品質管理により期待できる効果は以下のとおりである。

- ① 給水装置全体の品質の向上
- ② 給水装置工事事業者としての信頼の獲得
- ③ 給水装置工事の原価の低下
- ④ 無駄な作業の減少
- ⑤ 検査の手数の大幅な減少

したがって、(4)が適当なもの数である。

平成20年度問題53 給水装置施工管理法 給水装置工事における効果的な品質管理の実施に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 給水装置工事では全ての工程において、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者、配管技能者等の積極的な参加が必要である。  
 イ 品質管理を的確に行うためには、施工に関わる新技術の習得や開発、また現場の従事者に対する教育などが必要となる。  
 ウ 給水装置工事主任技術者の指導監督のもと、現場に従事する作業従事者が適切な作業を行う必要がある。  
 エ 給水装置工事は、量産工場と異なり、連続して同一作業が行われるわけではないので、現場に従事する配管技能者を含む作業従事者等が工事ごとに適切な作業を行う必要がある。

- ア イ ウ エ  
 (1) 誤 正 正 誤  
 (2) 正 誤 正 正  
 (3) 正 正 誤 正  
 (4) 正 正 正 正

【解説】

ア、イ、ウ、エ 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なものである。

平成20年度問題54 給水装置施工管理法 給水装置工事における品質管理に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

給水装置工事の各工程における品質管理は、調査、計画、施工、 の各段階で、給水装置の構造及び材質の基準、 の求める給水装置を満足するだけでなく、配水管から給水管を取り出す工事などで求められる  の定めた分岐方法、管種等工事上の条件等も満足しているかどうかを確認することが必要である。

品質管理により期待できる効果としては、給水装置全体の品質の向上、指定給水装置工事者としての 、無駄な作業の減少、給水装置工事の原価の低減等がある。

- |     | ア  | イ     | ウ     | エ     |
|-----|----|-------|-------|-------|
| (1) | 検査 | 施主    | 水道事業者 | 信頼の確保 |
| (2) | 検査 | 水道事業者 | 道路管理者 | 適切な施工 |
| (3) | 監理 | 施主    | 水道事業者 | 適切な施工 |
| (4) | 監理 | 水道事業者 | 道路管理者 | 信頼の確保 |

【解説】

給水装置工事の各工程における品質管理は、調査、計画、施工、**検査**の各段階で、給水装置の構造及び材質の基準、**施主**の求める給水装置を満足するだけでなく、配水管から給水管を取り出す工事などで求められる**水道事業者**の定めた分岐方法、管種等工事上の条件等も満足しているかどうかを確認することが必要である。

品質管理により期待できる効果としては、給水装置全体の品質の向上、指定給水装置工事者としての**信頼の確保**、無駄な作業の減少、給水装置工事の原価の低減等がある。

したがって、(1)が適当なものである。

平成17年度問題52 給水装置施工管理法 給水装置工事の工程管理及び品質管理に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 工程管理は、計画や図面にに基づき、決められた工期の他、給水装置に求められる品質及び工事の施工精度等を満たすよう、効率的かつ経済的に工事を仕上げていくことである。
- イ 工程計画において工期を検討するにあたっては、天候、その他の作業不可能日は考慮しない。
- ウ 品質管理は、調査から計画、施工及び検査の全ての段階を通して、要求される品質、性能を有する給水装置を完成させるために種々の手段を講じることをいう。
- エ 各工程における品質管理では、水道事業者の工事上の条件などを満足しているかどうかを確認することが必要である。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (4) | 正 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

ア 記述のとおり。

イ 誤り。工程計画は、一般には給水装置工事の規模、内容、与えられた工期、及び現場の環境によって決定される。工程計画の基礎となるべき各工程の**作業可能日数は、天候、その他の作業不可能日を差し引いて推定する**。また、道路管理者、水道事業者、建築業者等との調整も工程計画を進めるうえでの大切な要素である。

ウ、エ 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なものである。

平成15年度問題54 給水装置施工管理法 給水装置工事の品質管理に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水装置工事の品質管理とは、施工段階において、要求される品質、性能を有する給水装置を完成させるために種々の手段を講じることをいう。
- (2) 給水装置工事は、給水装置工事主任技稀諸の指導監督のもと、現場に従事する技能者を含む作業従事者等が、工事ごとに適切な作業を行うことによって、品質管理が適正に行われるものである。
- (3) 給水装置工事に求められる品質管理は、要求される品質、性能を計画どおりに達成するとともに、効率や経済性をも考慮しながら改善を図っていくべきものである。
- (4) 品質管理により期待できる効果には、給水装置工事事業者としての信頼の確保、無駄な作業や検査の手数の減少等がある。

【解説】

(1) 誤り。給水装置工事の品質管理は、**調査から計画、施工、検査の全ての段階**を通して、要求される品質・性能の給水装置を完成させるために種々の手段を講ずることをいう。

(2)、(3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

## 安全管理

平成24年度問題52 給水装置施工管理法 給水装置工事の現場における電気事故防止の基本事項に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 近くに高圧配線、変電設備があるときには危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ずさく、囲い、覆い等の感電防止措置を講じる。  
 イ 仮設の電気工事は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令などにより電気技術者が行わなければならない。  
 ウ 感電事故防止のために、電力設備に配線用しや断器を設置する。  
 エ 水中ポンプその他の電気関係器材は、常時の点検は必要なく、故障したときに補修を行えば安全に作業できる。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |

## 【解説】

ア、イ 記述の通り。

ウ 誤り。電力設備には、**感電防止用漏電しや断器を設置し**、感電事故防止に努める。

エ 誤り。水中ポンプその他の電気関係器材は、**常に点検、補修を行い正常な状態で作動させる。**

したがって、(4)が不適当なものである。

平成24年度問題56 給水装置施工管理法 酸素欠乏危険場所における作業に労働者を従事させる場合の事業者の措置に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 事業者は、当該作業を行う場所の作業環境測定記録を3年間保存しなければならない。  
 (2) 事業者は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度を18%以上に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。  
 (3) 事業者は、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させるときに、人員を点検しなければならない。  
 (4) 事業者は、当該作業を行う場所において酸素欠乏のおそれが生じたときは、作業の状況を監視し、異常があったときに労働者に通報する者を置かなければならない。

## 【解説】

(1) 記述の通り。 **酸素欠乏症等防止規則第3条(作業環境測定等)** 事業者は、令第21条第9号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素(第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、そのつど、次の事項を記録して、これを**3年間保存**しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

(2) 記述の通り。 **規則第5条(換気)第1項** 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を**18%**以上(第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

(3) 記述の通り。 **規則第8条(人員の点検)** 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。

(4) 誤り。 **第14条(退避)** 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、**直ちに作業を中止し、労働者をその場所から退避させなければならない。**

2 事業者は、前項の場合において、酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間、その場所に特に指名した者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

したがって、(4)が不適当なものである

平成20年度問題55 給水装置施工管理 給水装置工事の安全管理に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 指定給水装置工事業者は、給水装置工事の施行にあたり、公衆災害などの防止のために必要な調査を実施、関係諸法令を遵守、安全性の確保を十分検討した工法を選定する。また、事故を防止するため交通安全対策、現場の整理整頓に努めなければならない。
- イ 工事は、各工種に適した工法に従って施工する。設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。
- ウ 掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずる。
- エ 材料などは荷くずれのないよう十分な処置を講じ、運搬や積みおろしは、衝撃を与えないよういねいに扱う。また、歩行者や車両の通行にも危険のないよう十分注意する。

- (1) 1  
(2) 2  
(3) 3  
(4) 4

【解説】

アイウエ 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なもの数である。

平成19年度問題53 給水装置施工管理 給水装置工事の現場における電気事故防止の基本事項に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

- ア 感電事故防止のために、電力設備に配線用しゃ断器を設置する。
- イ 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ずさく、囲い、覆い等感電防止措置を講じる。
- ウ 電線をステップルで造営物に仮止めするなどの仮設の電気工事は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令などにより電気技術者が行わなければならない。
- エ 水中ポンプその他の電気関係器材は、常時の点検は必要なく、故障したときに補修を行えば安全に作業できる。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (2) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (4) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |

【解説】

ア 誤り。電力設備には、**感電防止用漏電しゃ断器**を設置し、感電事故防止に努める。

イ、ウ 記述のとおり。

エ 誤り。水中ポンプその他の電気関係器材は、**常に点検、補修を行い正常な状態で作動させる**。

したがって、(3)が適当なものである。

平成19年度問題54 給水装置施工管理 給水装置工事の事故防止に関する次の記述の正誤の組み合わせのうち、**適当なものはどれか。**

- ア 埋設物に接近して掘削する場合は、道路管理者及び水道事業者と協議のうえ、埋設物の防護措置を講じる。  
 イ 工事中、その箇所が酸素欠乏もしくは有毒ガスの発生のおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器等を設備し、酸素欠乏危険作業主任者を置き万全の対策を講じる。  
 ウ 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管などの埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合は、消防署と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。  
 エ 工事中、適切な人材を配置するとともに、工事用機械器具は関係者に特徴などの留意点を十分周知し、操作を誤らないように使用する。

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | ア | イ | ウ | エ |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (2) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |

【解説】

- ア 誤り。埋設物に接近して掘削する場合は、**埋設物管理者と協議**のうえ、埋設物の防護措置を講じる。  
 イ 記述の通り。有毒ガスの発生のおそれがある場合は、**(第二種)酸素欠乏危険作業主任者を配置**する。  
 ウ 誤り。工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管などの埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合は、その**埋設物管理者と協議**し、保安上必要な措置を講じてから使用する。  
 エ 記述のとおり。  
 したがって、(2)が適当なものである。

平成17年度問題57 給水装置施工管理 給水装置工事の安全管理に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 工事中、その箇所が酸素欠乏又は有毒ガスの発生のおそれがあると判断したときは、換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器及び救助用具等を設備し、酸素欠乏危険作業主任者を置き万全の対策を講じる。  
 (2) 仮設の電気工事は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令などに基づき、給水装置工事主任技術者が行う。  
 (3) 工事の施行にあたっては、地下埋設物の有無を十分に調査するとともに当該埋設物管理者に立会いを求める等その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないように注意する。  
 (4) 材料などは荷くずれのないよう十分な処置を講じ、運搬、積みおろしには、衝撃を与えないようていねいに扱い、歩行者や車両の通行に危険のないよう十分に注意する。

【解説】

- (1) 記述のとおり。  
 (2) 誤り。仮設の電気工事は、電気事業法電気設備技術基準(昭 47.1.26 通産省令第 6 号)等に基づき**電気技術者**が行う。  
 (3)、(4) 記述のとおり。  
 したがって、(2)が不適当なものである。

平成16年度問題60 給水装置施工管理 給水装置工事の安全管理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 工事用電力設備の高圧配線、変電設備には、危険表示を行い接触の危険のあるものには必ず、さく、囲い、覆い等感電防止措置を行う。
- (2) 工事中は、その内容に応じた適切な人材を配置するとともに、工事用機械器具については、関係者にその特徴などの留意点を十分周知し操作を誤まらせないようにする。
- (3) 仮設の電気工事については、給水装置工事主任技術者が責任を持って自ら、又は配管技能者を実地に監督し施工する。
- (4) 土木工事の施工にあたり、一般の交通の用に供する部分について、雨天などの場合でも通行に支障のないよう、排水を良好にしておかなければならない。

【解説】

- (1)、(2) 記述のとおり。
- (3) 誤り。工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずる。
  - ① 電力設備には、感電防止用漏電しゃ断器を設置し、感電事故防止に努める。
  - ② 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行う。
  - ③ 仮設の電気工事は、電気事業法電気設備技術基準(昭47.1.26 通産省令第6号)等に基づき電気技術者が行う。
  - ④ 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い正常な状態で作動させる。
- (5) 記述のとおりである。

したがって、(3)が不適当なものである。

## 労働安全衛生法

平成22年度問題59給水装置施工管理法 労働安全に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 掘削面の高さが2m 以上となる地山の掘削作業については、地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に、作業の方法の決定と作業の直接指揮を行わせなければならない。
- (2) 労働災害防止のため、事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるとき、状況を確認しながら安全に作業を進めるなど、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 酸素欠乏症のおそれのある作業場については、その日の作業開始時に酸素濃度を測定し、酸素濃度を18%以上保持するように換気をしなければならない。
- (4) 深さが 1.5mをこえる箇所で行うときは、作業の性質上著しく設置が困難なときを除いて、安全に昇降するための設備等を設置しなければならない。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。労働安全衛生法第14条(作業主任者) 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令第6条(作業主任者を選任すべき作業)第九号 **掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)**の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

- (2) 誤り。労働安全衛生法第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、**直ちに作業を中止し**、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 記述の通り。
- (4) 記述の通り。労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等) 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成21年度問題53 給水装置施工管理法 次のア～オのうち、労働安全衛生法施行令において、酸素欠乏危険場所として挙げられている地層の数はどれか。

- ア 鉛を含有している地層
- イ 第一鉄塩類を含有している地層
- ウ 第二マンガン含有している地層
- エ メタンを含有している地層
- オ 腐泥層

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

## 【解説】

酸素欠乏症等防止規則第2条(定義)別表第六

別表第六 酸素欠乏危険場所(第6条、第21条関係)

- 一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
- イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
- ロ **第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層**
- ハ **メタン、エタン又はブタンを含有する地層**
- ニ 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
- ホ **腐泥層**

したがって、(3)が地層の数である。

平成21年度問題55 給水装置施工管理 次のア～エの作業の組み合わせのうち、すべての作業が労働安全衛生法施行令に規定する「作業主任者を選任すべき作業」に当てはまるものはどれか。

- ア 掘削面の高さが2mの地山の掘削作業
- イ 土止め支保工の切りばりと腹おこしの取外し作業
- ウ 重さ1tの材料の玉掛け作業
- エ 張出し足場の解体作業

- (1) ア イ エ
- (2) イ ウ
- (3) ア イ ウ
- (4) ウ エ

【解説】

労働安全衛生法施行令第6条(作業主任者を選任すべき作業) 法第14条 の政令で定める作業は、次のとおりとする。

九 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十五 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

労働安全衛生法施行令第20条(就業制限に係る業務) 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十六 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

○作業主任者 事業者は当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせる。

○就業制限 事業者は、当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者を、当該業務に就かせる。

したがって、(1)が当てはまるものである。

平成20年度問題58 給水装置施工管理 労働安全衛生に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 削面の高さが2m以上の地山の掘削には、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
- (2) 型枠支保工の組立て又は解体の作業には、当該作業主任者を選任しなければならない。
- (3) 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるためには、換気により作業場所の酸素濃度 16%以上を保持しなければならない。
- (4) 事業者は、酸素欠乏危険場所で作業する場合には酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業環境測定記録を3年間保存しなければならない。

【解説】

(1)(2) 労働安全衛生法第14条(作業主任者)「事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」

第6条(作業主任者を選任すべき作業)「法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

九 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

(3) 酸素欠乏症等防止規則第5条(換気)「事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上(第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

(4) 酸素欠乏症等防止規則第11条(作業主任者)「事業者は、酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

酸素欠乏症等防止規則第3条(作業環境測定等)「事業者は、令第21条第九号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素(第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、そのつど、次の事項を記録して、これを3年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名
- 七 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

したがって、(3)が不適当なものである。

## 平成20年度問題59 給水装置施工管理 労働安全衛生に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 事業者は、高さが2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。この場合、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、つり上げ荷重が1t以上のデリックや最大荷重が1t以上のショベルローダーの運転業務の実施にあつては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ、当該業務に就かせてはならない。
- (3) 事業者は、つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該作業に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
- (4) 事業者は、高さ又は深さが1.5mをこえる個所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、当該設備を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。労働安全衛生規則第563条(作業床) 事業者は、足場(一側足場を除く。)における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。)にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

- (2) 労働安全法第61条(就業制限)第1項 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

労働安全法施行令第20条(就業制限に係る業務) 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

八 つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務

十三 最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

- (3) 労働安全法第59条(安全衛生教育)第1項 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第36条(特別教育を必要とする業務) 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

十九 つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務

- (4) 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等)第1項 事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成19年度問題58 給水装置施工管理法 給水管の埋設工事を施工するときの労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則に規定されている内容として、次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 深さが 1.8mを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備を設けることが著しく困難なときはこの限りでないとしている。
- (2) 昇降のための移動はしごの幅は、30 cm以上とすることとしている。
- (3) 手掘りにより地山を掘削する場合で、岩盤又は堅い粘土からなる地山以外の地山の掘削作業を行う場合、深さが2 m未満のときは、掘削面の勾配を 90 度以下としなければならないとしている。
- (4) 掘削深さが2m以上となる地山の掘削の場合、地山の掘削作業主任者を選任しなければならないとしている。

【解説】

- (1) 労働安全衛生規則第526条(昇降するための設備の設置等)第1項「事業者は、高さ又は深さが **1.5m**をこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。
- (2)、(3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成18年度問題56 給水装置施工管理法 労働安全衛生管理体制に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

工事事業者は、労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則で定める業種や規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全管理者、ア、産業医、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全衛生責任者及び イ 等を選任し、その者に安全又は衛生に係る ウ について エ、指揮、管理等をさせなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1) 衛生管理者	衛生管理者	作業主任者	技術的事項等	統括
(2) 労働災害責任者	労働災害責任者	監督員	作業項目	統括
(3) 衛生管理者	衛生管理者	監督員	技術的事項等	命令
(4) 労働災害責任者	労働災害責任者	作業主任者	作業項目	命令

【解説】

工事事業者は、労働安全衛生法施行令又は労働安全衛生規則で定める業種や規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全管理者、**衛生管理者**、産業医、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全衛生責任者及び**作業主任者**等を選任し、その者に安全又は衛生に係る**技術的事項等**について**統括**、指揮、管理等をさせなければならない。

したがって、(1)が適当なものである

平成18年度問題57 給水装置施工管理法 労働安全衛生法及び給水装置工事主任技術者に関する次の記述の□内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

労働安全衛生法は、**ア**と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、**ウ**体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と**ウ**を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。

給水装置工事主任技術者は、適正な工事の施行のための技術上の管理の他、工事施行に伴う公衆災害、**エ**等の発生を防止するための安全管理の一端を担う立場にある。

- |           | ア  | イ  | ウ    | エ |
|-----------|----|----|------|---|
| (1) 建築基準法 | 責任 | 生活 | 労働災害 |   |
| (2) 労働基準法 | 管理 | 生活 | 交通災害 |   |
| (3) 労働基準法 | 責任 | 健康 | 労働災害 |   |
| (4) 建築基準法 | 管理 | 健康 | 交通災害 |   |

【解説】

労働安全衛生法第1条(目的) この法律は、**労働基準法**(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、**責任**体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と**健康**を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

給水装置工事主任技術者は、適正な工事の施行のための技術上の管理の他、工事施行に伴う公衆災害、**労働災害**等の発生を防止するための安全管理の一端を担う立場にある。

したがって、(1)が適当なものである。

平成18年度問題59 給水装置施工管理法 労働安全衛生法施行令に規定する作業主任者を選任しなければならない作業に関する次のア～ウの記述のうち、**適当なもの**の数は次のうちどれか。

ア 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業。

イ 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取外しの作業。

ウ 酸素欠乏危険場所における作業。

- (1) 0  
(2) 1  
(3) 2  
(4) 3

【解説】

安全衛生法第14条(作業主任者) 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

安全衛生法施行令第6条(作業主任者を選任すべき作業) 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

九 **掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)**の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十 **土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業**

二十一 別表第六に掲げる**酸素欠乏危険場所における作業**

したがって、(4)が適当なものである。

平成17年度問題53 給水装置施工管理法 労働安全衛生法施行令に基づく労働災害を防止するための管理を必要とする作業に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 事業者は、作業主任者を選任するとともに、作業の方法及び労働者の配置を決定し作業を指揮する必要がある。
- (2) 事業者は、作業主任者名や作業事項を作業現場の見やすい個所に掲示することなどにより、関係労働者に周知させる必要がある。
- (3) 当該作業に選任された作業主任者は、当該作業現場に立ち会い、作業の進行状況を監視する必要がある。
- (4) 当該作業に選任された作業主任者は、保護具の使用状況を監視する必要がある。

【解説】

事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする政令で定める作業については、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。各作業に共通する作業主任者の主な職務は次の通である。

- ① 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮する
- ② 器具、工具、保護具等の機能を点検し、不良品を取り除く
- ③ 保護具(保護帽、安全靴等)の使用状況を監視する

なお、作業主任者が作業現場に立ち会い、作業の進行状況を監視しなければ、当該作業を施行させてはならない。

また、労働安全衛生規則第18条(作業主任者の氏名等の周知)「事業者は、作業主任者を選任したときは、**当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。**」とされている。

- (1) 誤り。 **作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮するのは作業主任者の職務**である。
- (2)、(3)、(4)は記述の通りである。

したがって、(1)が不適当なものがある。

平成16年度問題52 給水装置施工管理法 労働災害防止のため、事業者が講じなければならない措置に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 掘削などの業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置。
- (2) 労働者が墜落するおそれのある場所、土砂などが崩壊するおそれのある場所などに係る危険を防止するため必要な措置。
- (3) 労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置。
- (4) 労働災害発生の急迫した危険があるとき、状況を確認しながら安全に作業を進めるなど必要な措置。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述のとおり。

- (4) 誤り。労働災害発生の急迫した危険があるときは、**直ちに作業を中止**し、労働者を作業場から退避させなければならない。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成16年度問題57 給水装置施工管理 労働安全衛生法における、建築工事現場の安全管理体制に関する次の記述の内に入る語句や数値の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

特定元方事業者は、下請を含めた現場の労働者の数が、常時 **ア** 人以上の場合には、労働災害を防止するため **イ** を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視等を統括管理させなければならない。

また、**イ** を選任すべき事業者以外の請負人は、**ウ** を選任し、その者に、**イ** との連絡その他政令で定める事項を行わせなければならない。

- |     | ア   | イ         | ウ       |
|-----|-----|-----------|---------|
| (1) | 50  | 統括安全衛生責任者 | 安全衛生責任者 |
| (2) | 50  | 総括安全衛生管理者 | 安全管理者   |
| (3) | 100 | 総括安全衛生管理者 | 安全管理者   |
| (4) | 100 | 統括安全衛生責任者 | 安全衛生責任者 |

【解説】

特定元方事業者は、下請を含めた現場の労働者の数が、常時**50**人以上の場合には、労働災害を防止するため**統括安全衛生責任者**を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整、作業場所の巡視等を統括管理させなければならない。

また、**統括安全衛生責任者**を選任すべき事業者以外の請負人は、**安全衛生責任者**を選任し、その者に、**統括安全衛生責任者**との連絡その他政令で定める事項を行わせなければならない。

したがって、(1)が適当なものである。

平成16年度問題58 給水装置施工管理 労働安全衛生法により、玉掛技能講習を修了した作業員を必要とする作業は、次のうちいくつあるか。

- ア 制限荷重0.5tの揚貨装置で0.3tをつり荷する場合。
- イ 制限荷重1t の揚貨装置で0.3tをつり荷する場合。
- ウ 制限荷重1.5tの揚貨装置で1tをつり荷する場合。
- エ 制限荷重2t の揚貨装置で1tをつり荷する場合。

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

【解説】

安全衛生法第 20 条により、玉掛け技能講習を修了した者を必要とするのは、制限荷重1t 以上のクレーン等であり、**つり荷の重量では、規定されていない**。したがって、**制限荷重1t以上の揚貨装置で吊り荷する場合が該当する**。  
安全衛生法施行令第 20 条(就業制限に係る業務) 法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

十六 制限荷重が 1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

したがって、(3)が正しいものである。

平成15年度問題58 給水装置施工管理法 労働安全衛生法に規定する目的に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

この法律は、アと相まって、労働災害の防止のためのイの確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、ウにおける労働者の安全と健康を確保するとともに、快適なエの形成を促進することを目的とする。

- | ア           | イ      | ウ    | エ    |
|-------------|--------|------|------|
| (1) 労働基準法   | 危害防止基準 | 職場   | 職場環境 |
| (2) 労働関係調整法 | 危害防止基準 | 工事現場 | 現場環境 |
| (3) 労働関係調整法 | 安全対策基準 | 工事現場 | 職場環境 |
| (4) 労働基準法   | 安全対策基準 | 職場   | 現場環境 |

【解説】

労働安全衛生法第1条(目的) この法律は、労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための**危害防止基準**の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の措置を講ずる等、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、**職場**における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な**職場環境**の形成を促進することを目的とする。

したがって、(1)が正しいものである。

平成15年度問題59 給水装置施工管理法 給水装置工事において、地山の掘削深さが1.8mの場合、施工の安全管理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 地山の掘削について、労働安全衛生法に基づき、掘削作業主任者を選任しなかった。
- (2) 土止め支保工で、切りばり、腹おこしを取り付ける必要が生じたので、土止め支保工作業主任者を選任した。
- (3) 土質がシルト質であったので、掘削面の勾配を90度とした。
- (4) 掘削底に降りるための昇降設備を設置した。

【解説】

(1) 地山の掘削について、労働安全衛生法に基づき、**地山の掘削作業主任者を選任しなければならないのは、2.0m以上の掘削である。**

(2) 記述のとおり。

(3) **第356条(掘削面のこう配の基準)** 事業者は、手掘り(パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。)により地山(崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。)の掘削の作業を行なうときは、掘削面(掘削面に奥行きが2メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。)のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ(単位 メートル)	掘削面のこう配(単位 度)
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5未満	90
	5以上	75
その他の地山	<b>2未満</b>	<b>90</b>
	2以上5未満	75
	5以上	60

(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

## 建設工事公衆災害防止対策要綱

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/saigaibousitaisaku.pdf>

平成24年度問題55 給水装置施工管理 公道における給水装置工事の施工管理に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 作業場に設置するさくなどは、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであり、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものである。
- イ 道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する正面から車両を出入りさせなければならない。
- ウ 道路上に設置した作業場内には、作業用車両のほか、緊急連絡用のための車両1台を常時駐車させておかなければならない。
- エ 施工者は、道路管理者及び所管警察署長の指示するところに従い、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。
- (1) 1  
(2) 2  
(3) 3  
(4) 4

## 【解説】

ア 記述の通り。**建設工事公衆災害防止対策要綱第10(作業場の区分)** 施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域(以下「作業場」という。)を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。

2 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セーフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

3 前項の**さく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。**

イ 誤り。**要綱第14(作業場への車両の出入り)** 施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する**背面から車両を出入りさせなければならない**。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

ウ 誤り。**要綱第15(作業場内の工事用車両の駐車)** 施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、**作業に使用しない車両を駐車させてはならない**。また、作業に使用する作動中の車両にあつては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

エ 記述の通り。**要綱第15(道路標識等)** 起業者及び施工者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和37年建設省令第372号)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。

したがって、(2)が適当なもの数である。

平成23年度問題51 給水装置施工管理 建設工事公衆災害防止対策要綱における交通保安対策に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

作業場付近における交通の誘導について施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、ア<sup>ア</sup>及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じてイ<sup>イ</sup>を配置し、道略標識、保安灯、セイフティコーン、又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。

歩行者対策として起業者及び施工者は、車道幅員を制限する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅ウ<sup>ウ</sup>メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅エ<sup>エ</sup>メートル以上の通路を確保しなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1) 水道事業者		交通誘導員	1.0	2.0
(2) 道路管理者		作業員	0.75	1.5
(3) 道路管理者		交通誘導員	0.75	1.5
(4) 水道事業者		作業員	1.0	2.0

【解説】

**建設工事公衆災害防止対策要綱第20(作業場付近における交通の誘導)** 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、**道路管理者**及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて**交通誘導員**を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあつては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。

また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

**要綱第24(歩行者対策)** 起業者及び施工者は、第23(車道幅員)に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅**0.75**メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅**1.5**メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11(さくの規格、寸法)から第13(移動さくの設置及び撤去方法)までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかななければならない。

したがって、(3)が適当なものである。

平成22年度問題 53 給水装置施工管理法 建設工事公衆災害防止対策要綱における給水装置工事の安全管理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 施工者は、道路上において又は道路に接して上木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。
- (2) 施工者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50mから500m の間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。
- (3) 固定柵の袴部分及び移動柵の横板部分は、白色と黒色を交互に斜縞に彩色(反射処理)するものとする。
- (4) 施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあつては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

【解説】

- (1) 記述の通り。建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第18(保安灯) 施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。  
この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では2メートル程度、その他の道路に面する部分では4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。
- (2) 記述の通り。要綱(土木工事編)第19(遠方よりの工事箇所の確認)第3項 施工者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50メートルから500メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置しなければならない。
- (3) 誤り。要綱(土木工事編)第12(さくの彩色) 固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞にし彩色(反射処理)するものとし、彩色する各縞の幅は10センチメートル以上15センチメートル以下、水平との角度は45度を標準とする。ただし、袴及び横板の3分の2以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。
- (4) 記述の通り。要綱(土木工事編)第15(作業場内の工事用車両の駐車) 施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあつては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成21年度問題58 給水装置施工管理 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく交通保安対策に関する次の記述の  内に入る数値の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。

作業場における固定さくの高さは、1.2m以上とし、通行者の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。

移動さくは、高さ  ア m上  イ m以下、長さ  ウ m以上  エ m以下で、支柱の上端に幅  オ cm程度の横板を取り付けてあるものを標準とする。

	ア	イ	ウ	エ	オ
(1)	0.8	1	1	1.5	15
(2)	1	1.2	1.2	1.5	15
(3)	1.2	1.5	1.5	2	10
(4)	0.8	1.2	1.2	1.5	20

【解説】

建設工事公衆災害防止対策要綱第11(さくの規格、寸法) 固定さくの高さは1.2メートル以上とし、通行者(自動車等を含む。)の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。

2 移動さくは、高さ**0.8**メートル以上**1**メートル以下、長さ**1**メートル以上**1.5**メートル以下で、支柱の上端に幅**15**センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。また、移動さくの高さが1メートル以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。



固定さく



移動さく

したがって、(1)が適当なものである。

平成20年度問題57 給水装置施工管理 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく交通対策に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 作業場における固定さくの高さは 1.2m以上とし、通行者の視界を妨げないようにす必要がある場合は、さく上の部分を金網等で張り、見通しをよくする。  
移動さくは、高さ 0.8m以上 1m以下、長さ 1m以上 1.5m以下で、支柱の上端に幅 15 cm程度の横板を取り付けてあるものを標準とする。
- (2) 道路標識等工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ 0.8m以上 2m以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ 1m程度のもので夜間 150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。  
この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では 2m程度、その他の道路に面する部分では 4m以下とする。
- (4) 土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合にあつては、その車道幅員は 3m以上とし、2 車線となる場合にあつては、その車道幅員は 5.5m以上とする。この場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.5m以上、特に歩行者が多い箇所においては幅 1.0m以上の通路を確保しなければならない。

【解説】

- (1) 記述の通り。建設工事公衆災害防止対策要綱第 11(さくの規格、寸法)
- (2) 記述の通り。要綱第 17(道路標識等)第 2 項 施工者は工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ 0.8メートル以上 2メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 記述の通り。要綱第 18(保安灯) 施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ 1メートル程度のもので夜間 150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では 2メートル程度、その他の道路に面する部分では 4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。
- (4) 誤り。要綱第 23(車道幅員) 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。
  - 一 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合にあつては、その車道幅員は 3メートル以上とし、2 車線となる場合にあつては、その車道幅員は 5.5メートル以上とする。
  - 二 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。」
 要綱第 24(歩行者対策) 起業者及び施工者は、要綱第 23(車道幅員)に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

したがって、(4)が不適当なものである。

※建設工事公衆災害防止対策要綱は国土交通省のHPよりダウンロードできる。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/notice/detailsAction.do>

平成19年問題56 給水装置施工管理 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく交通保安対策に関する次の記述の内に入る数値の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

施工者は、工事用の道路標識などの諸施設を設置するにあたって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ **ア** m以上2m以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。  
 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長から特に指示がない場合は、制限した後の道路の車線が1車線の場合にはその車道幅員は3m以上とし、2車線となる場合にはその車道幅員は **イ** m以上を標準とする。申請狩り  
 この場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 **ウ** m以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 **エ** m以上の通路を確保しなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	0.8	5	0.75	1.0
(2)	0.8	5.5	0.75	1.5
(3)	1.2	5	0.5	1.5
(4)	1.2	5.5	0.5	1.0

【解説】

建設工事公衆災害防止対策要綱(道路標識等)第17第2項 施工者は工事用の諸施設を設置するにあたって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ **0.8m**以上2m以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

要綱第23(車道幅員)第一号 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあっては、その車道幅員は3m以上とし、2車線となる場合にあっては、その車道幅員は **5.5m**以上とする。

要綱第24(歩行者対策) 起業者及び施工者は、第23(車道幅員)に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 **0.75m**以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 **1.5m**以上の通路を確保しなければならない。

したがって、(2)が適当なものである。

平成18年度問題55 給水装置施工管理 給水装置工事の施工者が求められる安全管理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- 道路上において夜間施工する場合には、道路上に設置した柵などに沿って、高さ1m程度のもので夜間50m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。
- 火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近する場合には、溶接機切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。ただし、やむを得ない場合は、その埋設物の管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。
- 道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合には、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。
- 埋設物に接近して掘削する場合には、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物の管理者と協議のうえ防護措置などを講ずる。

【解説】

(1) 誤り。建設工事公衆災害防止対策要綱第18(保安灯) 施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ1メートル程度のもので夜間 **50メートル**前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

(2) 記述のとおり。要綱第40(火気) 施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

(3) 記述のとおり。要綱第26(高い構造物等及び危険箇所の照明) 施工者は、道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。

2 前項の場合において、照明装置は、その直射光が通行者の眼を眩感しないようにしなければならない。」

(4) 記述のとおり。要綱第39(近接位置の掘削) 施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成17年度問題54 給水装置施工管理法 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく交通対策に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、所轄警察署長及び事業発注者の指示するところに従い、運転者又は通行者が容易にまわり道を通うように案内用表示板などを設置しなければならない。
- (2) 施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装、または覆工を行う等の措置を講じなければならない。
- (3) 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する都分の通行を制限する必要がある場合、制限した後の道路の車線が1車線の場合にはその車道幅員は3m以上とし、2車線となる場合にはその車道幅員は5.5m以上を標準とする。
- (4) 施工者は、工事用の道路標識などの諸施設を設置するにあたって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ0.8m以上2m以下の部分については、通行者の視界を妨げることをしないよう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

- (1) 誤り。21(まわり道) 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、**道路管理者**及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板などを設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通う得るようにしなければならない。
- (2) 記述の通り。要綱第22(車両交通のための路面維持)第1項
- (3) 記述の通り。要綱第23(車道幅員)第一号
- (4) 記述の通り。要綱第17(道路標識等)第2項

したがって、(1)が不適当なものである。

平成16年度問題54 給水装置施工管理法 交通保安対策に関する次の記述の内に入る数値として、使用されていないものはどれか。

道路上において土木工事を夜間施工する場合には、高さ  m程度の保安灯を設置しなければならない。この場合、交通流に対面する部分の設置間隔は  m程度、その他の道路に面する部分の設置間隔は  m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置する必要がある。

また、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示がない場合は、制限した後の道路の車線が1車線の場合にあつては、その車道幅員は  m以上とし、2車線の場合にあつては、その車道幅員は5.5m以上を標準とする。

- (1) 2
- (2) 3
- (3) 4
- (4) 5

【解説】

建設工事公衆災害防止対策要綱第18(保安灯) 施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ**1**メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では**2**メートル程度、その他の道路に面する部分では**4**メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

要綱第23(車道幅員) 起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあつては、その車道幅員は**3**メートル以上とし、2車線となる場合にあつては、その車道幅員は5.5メートル以上とする。
- 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないよう措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置する。

したがって、(4)が使用されていないものである。

平成15年度問題56 給水装置施工管理法 交通対策に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 工事を予告する道路標識、標示板等は、工事箇所前方 50mから 500mの間の路側又は中央帯のうち、視認しやすい箇所に設置しなければならない。
- (2) 一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75m以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5m以上の通路を確保しなければならない。
- (3) 道路上の作業場出入口などには、必要に応じて交通誘導員又は自動信号機を配置し、常に交通の流れを阻害しないように努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあつては、標示板によって交通の誘導を行うことができる。
- (4) 道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、高さ 1m程度のもので夜間 150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

【解説】

- (1)、(2) 記述のとおり。
- (3) 誤り。要綱第20(作業場付近における交通の誘導) 施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあつては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。
- (4) 記述のとおり。

したがって、(3)が不適当なものである。

## 建設業法

平成24年度問題53 給水装置施工管理法 建設業の許可に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 建設業の許可に、有効期限の定めはなく、廃業の届出をしない限り有効である。
- (2) 給水装置工事を請け負うことを営業とする者の建設業の許可業種区分は、上木工事である。
- (3) 建設工事をすべて直営施工する者は、請負金額の大小にかかわらず、一般建設業の許可で工事を請け負うことができる。
- (4) 2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合は、それぞれの都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 【解説】

- (1) 誤り。建設業法第3条(建設業の許可)第3項 第一項の許可は、**5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。**
- (2) 誤り。建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(建設省告示第350号昭和47年3月8日)では、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事は**管工事業**である。
- (3) 記述の通り。
- (4) 誤り。法第3条(建設業の許可) **建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。**ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

したがって、(3)が適当なものである。

平成24年度問題54 給水装置施工管理 建設業法に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 発注者から直接管工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が500万円以上になる場合においては、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。
- (3) 工事1件の請負代金の額が500万円以上の管工事を地方公共団体から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならない。ただし、緊急の必要その他やむを得ない事情がある建設工事にあつてはこの限りでない。
- (4) 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、管工事に関し1年以上の実務経験を有する者は、管工事業の経営事項審査における技術的能力の評価の対象である。

【解説】

- (1) 誤り。 **法第16条(下請契約の締結の制限)第1項** 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。
  - 一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約
  - 二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他すべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約**令第2条(法第3条第1項第2号の金額)** 法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、**3,000万円**とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、4,500万円とする。  
**法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)** 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が**第3条第1項第二号の政令で定める金額以上になる場合**においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第二号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- (2) 記述の通り。 **法第26条の3(主任技術者及び監理技術者の職務等)** 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。
- (3) 記述の通り。 **令第27条の13(公共性のある施設又は工作物に関する建設工事)** 法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、千五百万円)以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。
  - 一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事
  - 二 **前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事**

したがって、(1)が不適当なものである。

平成23年度問題54 給水装置施工管理 建設業者が管工事を施工するときに置く建設業法に規定する主任技術者の要件に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 建設業法による2級管工事施工管理技術検定に合格した者
- (2) 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法による2級配管技能検定に合格した後、管工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- (4) 管工事に関し5年以上実務の経験を有する者

【解説】

#### 第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

#### 法第7条(許可の基準)第二号

その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ **許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者**

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

#### 則第7条の3(法第7条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)

法第7条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30)による検定で第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で同条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

管工事の主任技術者(専任技術者)の要件は以下のとおりである。

- 一 **建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者(管工事施工管理技士)**
- 二 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者
- 三 **職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者**
- 四 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- 五 **水道法(昭和32年法律第177号)第25条の5第1項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者**
- 六 **登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者**

「管工事に漢詩年以上の実務経験を有する者」は管工事に係る主任技術者の要件とはなっていない。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成23年度問題55 給水装置施工管理 建設業法及び同法施行令の規定に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 建設業を営もうとする者は、一般建設業又は特定建設業の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。
- (2) 公共性のある施設又は工作物に関する重要な建設工事において、工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、請負代金の額にかかわらず、工事現場ごとに専任の者でなければならない。
- (3) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、請負代金の額にかかわらず、主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。
- (4) 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

【解説】

- (1) 記述の通り。
- (2) 誤り。建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)第3項 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

建設業法施行令第27条(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事) 法第26条第3項の重要な工事で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が2,500万円以上のものとする。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては、工事一件の請負代金の額が5,000万円以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- 二 第15条第一号及び第三号に掲げるものに関する工事

と定められており、公共性のある、その他の建設工事は請負金額2,500万円以上(建築工事は5,000万円以上)については、配置する技術者は専任としなければならない。

- (3) 記述のとおり。法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第3条第1項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第二号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- (4) 記述の通り。建設業法第26条の3(主任技術者及び監理技術者の職務等)第1項 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成22年度問題57 給水装置施工管理 建設業の許可に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、建設業法上、**適当なもの**はどれか。

建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては、**ア** の許可を受けなければならない。また、その者が発注者から直接請負う一件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となる下請契約をして施工しようとする場合は、**イ** の許可を受けなければならない。

ただし、建築一式工事を除き **ウ** 万円未満の軽微な建設工事のみを請け負う場合は、この限りでない。

	ア	イ	ウ
(1)	国土交通大臣	特定建設業	500
(2)	それぞれの都道府県知事	特定建設業	1,000
(3)	国土交通大臣	一般建設業	1,000
(4)	それぞれの都道府県知事	一般建設業	500

**【解説】**

**建設業法第3条(建設業の許可)** 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあっては**国土交通大臣**の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの。

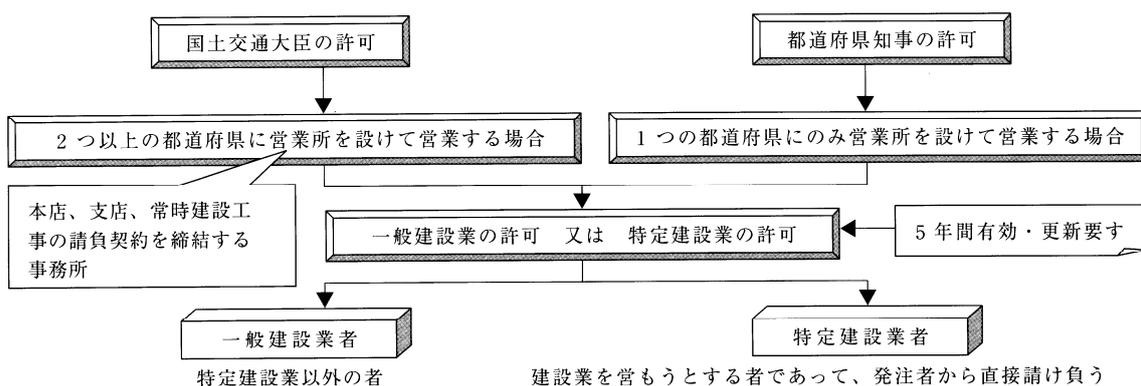
**法第16条(下請契約の締結の制限)** **特定建設業**の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

- 一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約
- 二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約

**令第2条(法第3条第1項第二号の金額)** 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、3,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、4,500万円とする。

**令第1条の2(法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事)第1項** 法第3条第1項 ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては**500万円**に満たない工事とする。

したがって、(1)が適当なものである。



建設業を営もうとする者であつて、発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の額の総額)が3,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする者 ただし、建設工事業は4,500万円以上

国土交通大臣と都道府県知事の許可の範囲

平成21年度問題56 給水装置施工管理 建設業法に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 建設業の許可は5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 管工事に関し実務経験1年以上の給水装置工事主任技術者は、管工事業における経営事項審査の評価の対象である。
- (3) 請負代金 500 万円未満の管工事のみを請け負って建設業を営む者は、建設業の許可を受ける必要はない。
- (4) 公共性のある施設に関する建設工事である請負代金 1,500 万円の管工事を発注者から直接請け負おうとする場合、建設業を営む者は、経営事項審査を受けることが免除される。

【解説】

- (1) 記述の通り。
- (2) 記述の通り。建設業種類別技術職員数による技術職員数評点は、申請した建設業の種類ごとに審査基準日現在の人数で算出する。評価対象技術者と点数は、1 級技術者（一級建築士、1 級建築施工管理技士、1 級土木施工管理技士等）で監理技術者資格者証の交付を受けており、直前 5 年以内に監理技術者講習会を受講している者（1 級監理受講者）が 6 点、1 級技術者であって 1 級監理受講者以外の者が 5 点、基幹技能者であって 1 級技術者以外の者が 3 点、2 級技術者であって 1 級技術者及び基幹技能者以外の者が 2 点、**その他の技術者が 1 点である。**

建設業法施行規則第7条の3（法第7条第二号 ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）「法第7条第二号 ハの規定により、同号 イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

管 工 事 業	一 法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者
	二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者
	三 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者
	四 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
	五 水道法（昭和32年法律第177号）第26条の5第1項の規定による <b>給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</b>
	六 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者

- (3) 記述の通り。法第3条（建設業の許可）、令第1条の2（法第3条第1項 ただし書の軽微な建設工事）第1項 「
- (4) 誤り。建設業法第27条の23（経営事項審査）第1項 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行令第27条の13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）法第27条の23第1項 の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、**工事一件の請負代金の額が500万円**（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事
- 二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

したがって、(4)が不適当なものである。

平成20年度問題55 給水装置施工管理 建設業法と給水装置工事主任技術者(以下、本問においては「主任技術者」という。)に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けたのち、所定の実務経験を6か月以上有する主任技術者は、管工事業における営業所の専任技術者になり得る。
- (2) 主任技術者は、管工事業における経営事項審査の評価の対象である。
- (3) 建設業法に基づき管工事業の営業所専任技術者となった主任技術者は、工事を適正に実施するため、技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- (4) 建設業の許可が必要のない小規模な工事に携わる主任技術者においても、工事の適正な施行を確保するために建設業法の知識が必要とされている。

【解説】

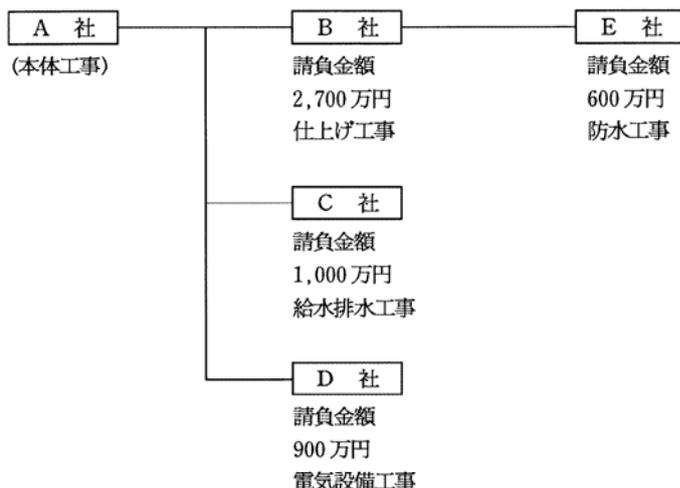
- (1) 建設業法第7条(許可の基準)、建設業法施行規則第7条の3(法第7条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)第二号 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

管工事業
五 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の5第1項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し <b>1年以上実務の経験を有する者</b>

- (2)、(3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成19年度問題55 給水装置施工管理 法 P県発注の共同住宅の建築工事を請け負ったA社は、下図のような施工体制で施工することになった。この施工体制に基づく次の記述のうち、**建設業法上不適当なもの**はどれか。



- (1) A社が現場に配置する工事施工の技術上の管理をつかさどるものは、監理技術者でなければならない。
- (2) B社は、E社に施工体制台帳作成工事である旨の通知をしなければならない。
- (3) C社は、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとしての主任技術者を置かなければならない。この主任技術者には、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、管工事に関し1年以上の実務経験のある者を置けばよい。
- (4) E社は、建設業の許可を受けていなくても、請け負うことができる。

【解説】

(1)、(3)、(3) 記述のとおり。

(4) **建設業法第3条(建設業の許可)** 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

令第1条の2(法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事) 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

E社の請負っているのは、防水工事であるから、**500万円以上の請負工事には建設業許可が必要**である。

したがって、(4)が不適当なものである。

平成18年度問題52 給水装置施工管理法 建設業法に関する次の記述のうち、**適当なもの**はどれか。

- (1) 建設業を営もうとする者は、厚生労働大臣又は都道府県知事より、一般建設業又は特定建設業の区分により、建設工事の種類ごとに許可を受けなければならない。
- (2) 建設業の許可を受けようとする者は、建設業を営もうとする全ての営業所ごとに、一定の資格、経験をもつ専任の技術者を置かなければならない。給水装置工事主任技術者は、免状の交付を受けた後、管工事に関し3年以上の実務経験がなければ、管工事業に係る営業所専任技術者となれない。
- (3) 工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては2,000万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円未満の工事等、軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可は必要ない。
- (4) 建設業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

## 【解説】

- (1) 誤り。建設業許可は、**国土交通大臣**または都道府県知事の許可を受ける。
- (2) 誤り。**法第7条(許可の基準)第二号ハ** 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者  
**則第7条の3(法第7条第二号(ハ)の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)第二号** 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

管工事業
五 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の5第1項の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し <b>1年以上実務の経験を有する者</b>

- (3) 誤り。**令第1条の2(法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事)** 法第3条第1項 ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては**1,500万円に満たない工事**又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。」
- (4) 記述のとおり。

したがって、(4)が適当なものである。

平成18年度問題60 給水装置施工管理法 建設業法に関する次の記述のうち、**不適當なもの**はどれか。

- (1) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、請負金額が2,500万円以上、及びこのうち建築一式工事では5,000万円以上の工事現場に置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。
- (2) 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- (3) 特定建設業者は、下請契約の工事金額にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- (4) 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

## 【解説】

- (1)、(2) 記述の通り。
- (3) 誤り。**建設業法施行令第2条(法第3条第1項第二号の金額)** 法第3条第1項第二号の政令で定める金額は、**3,000万円**とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が**建築工事業である場合においては、4,500万円**とする。
- (4) 記述の通り。**法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)第3項** 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。  
**法第26条第4項** 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた**講習を受講したもの**のうちから、これを選任しなければならない。

したがって、(3)が不適當なものである。

## 平成17年度 問題58 給水装置施工管理法

建設業に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、適当なものはどれか。

建設業を営もうとする者は、ア 又は イ より、一般建設業又は特定建設業の区分により、建設工事の種類ごとに許可を受けなければならない。ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては ウ 万円未満の工事等、軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りではない。

建設業者は、その請け負った建設工事を施行するとき、当該工事現場に技術上の管理をつかさどる エ 又は監理技術者を置かなければならない。

	ア	イ	ウ	エ
(1)	厚生労働大臣	都道府県知事	500	作業主任者
(2)	国土交通大臣	都道府県知事	500	主任技術者
(3)	都道府県知事	市町村長	1,500	主任技術者
(4)	国土交通大臣	市町村長	1,500	作業主任者

## 【解説】

建設業を営もうとする者は、**国土交通大臣**又は**都道府県知事**より、一般建設業又は特定建設業の区分により、建設工事の種類ごとに許可を受けなければならない。ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては**500万円未満**の工事等、軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りではない。

建設業者は、その請け負った建設工事を施行するとき、当該工事現場に技術上の管理をつかさどる**主任技術者**又は監理技術者を置かなければならない。

したがって、(2)が適当なものである。

## 平成15年度問題57 給水装置施工管理法 建設業法に規定する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 給水装置工事主任技術者は、免状の交付を受けた後、管工事に関し1年以上実務経験を有する場合、建設業の許可要件である営業所専任技術者となり得る。
- (2) 建設工事1件の請負代金の額が500万円未満の軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可は必要ない。
- (3) 建設業を営もうとする者であつて、一つの都道府県にのみ営業所を設けて営業をする場合、都道府県知事の許可を受ければ国土交通大臣の許可は必要ない。
- (4) 一般建設業の許可及び特定建設業の許可については、3年間有効であり、その都度更新が必要である。

## 【解説】

(1)、(2)、(3) 記述のとおり。

(4) 誤り。一般建設業の許可及び特定建設業の許可については、**5年間有効**であり、その都度更新が必要である。

したがって、(4)が誤っているものである。

## 平成15年度問題60 給水装置施工管理法 建設業法に規定する一般建設業の管工事業を営む者が営業所に置く専任技術者の要件に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建設業法による管工事施工管理技術検定に合格した者。
- (2) 管工事に関し8年以上の実務の経験を有する者。
- (3) 工業高等学校の機械科を卒業した後、管工事に関し5年以上の実務の経験を有する者。
- (4) 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、管工事に関し1年以上実務の経験を有する者。

## 【解説】

(1) 記述のとおり。

(2) 誤り。**管工事に関し、10年以上の実務の経験を有する者。**

(3)、(4) 記述のとおり。

したがって、(2)が誤っているものである。

## 建築基準法

平成24年度問題57 給水装置施工管理 建築基準法に規定されている配管設備などの技術的基準に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか。**

- (1) コンクリートへの埋設などにより腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずる。
- (2) いかなる場合においても、構造耐力上主要な部分を貫通して配管してはならない。
- (3) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設ける。
- (4) エレベーターに必要な配管設備を除いて、エレベーターの昇降路内に給水その他の配管設備を設置してはならない。

## 【解説】

- (1) 記述の通り。建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造) 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。  
一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- (2) 誤り。施行令第129条の2の5第1項第二号 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、**建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。**
- (3) 記述の通り。施行令第129条の2の5第1項第四号 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- (4) 記述の通り。施行令第129条の2の5第1項第三号 第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる**昇降機の昇降路内に設けないこと。**ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成24年度問題58 給水装置施工管理 建築基準法に規定されている建築物に設ける飲料水の配管設備などに関する次の記述のうち、**適当なものはどれか。**

- (1) 給水タンク内部に飲料水以外の配管設備を設置する場合は、さや管などにより防護措置を講じる。
- (2) 飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接的な連結とならないように止水栓などで仕切らなくてはならない。
- (3) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つなど有効な水の逆流防止のための措置を講じる。
- (4) 給水タンクを建築物の内部に設ける場合において、給水タンクの天井、底又は周壁を建築物の他の構造物と兼用するときは、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講じる。

## 【解説】

- (1) 誤り。建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(昭和50年12月20日建設省告示第1597号)第1第二号イ(3) **内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。**
- (2) 誤り。施行令第129条の2の5第2項 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。  
一 飲料水の配管設備(これと給水システムを同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。)と**その他の配管設備とは、直接連結させないこと。**
- (3) 記述の通り。
- (4) 誤り。基準第1第二号イ(2) 給水タンク等の**天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。**

したがって、(3)が適当なものである。

平成23年度問題53 給水装置施工管理 建築基準法に基づき規定されている給水タンク及び貯水タンク(以下、本問においては「給水タンク等」という。)に関する次のア～エの記述のうち、**適当なもの**の数はどれか。

- ア 給水タンク等は、底部を除き天井及び周壁は建築物の他の部分と兼用しない。  
 イ 給水タンク等の内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けない。  
 ウ 内部が常時加圧される構造のものを除き、給水タンク等は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設ける。  
 エ 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずる。

- (1) 1  
 (2) 2  
 (3) 3  
 (4) 4

【解説】

ア 誤り。建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準第1第二号イ(2) 給水タンク等の**天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。**

イ 記述の通り。基準第1第二号イ(3) **内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。**

ウ 記述の通り。基準第1第二号イ(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2m<sup>3</sup>未満の給水タンク等については、この限りでない。

エ 記述の通り。基準第1第二号イ(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

したがって、(3)が適当なもの数である。

平成23年度問題57 給水装置施工管理 建築基準法施行令に規定されている建築物に設ける飲料水の配管設備に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) 準耐火構造の防火区画を貫通する給水管について、その貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側1mまで不燃材料を使用した。  
 (2) 飲料水の汚染防止のため、受水槽以降の飲料水配管から消火用水槽に給水する設備にボールタップを用い、ボールタップの吐水口が消火用水槽の越流面より低くなる位置に設置した。  
 (3) 気候条件等から凍結のおそれがないため、屋外の給水管を露出配管とした。  
 (4) 給水タンクの材料として鋼材をそのまま使用するとさびが発生して、衛生上支障が出る可能吐があるため、鋼材にさび止め措置を講じた。

【解説】

(1) 記述の通り。建築基準法施行規則第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第七号イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ**両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。**

(2) 誤り。則第129条の2の5第2項第二号 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの**設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。**

(3) 記述の通り。則第129条の2の5第2項第四号 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。

したがって、凍結による破壊のおそれのない部分は露出配管で良い。

(4) 記述の通り。則第129条の2の5第5号 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。のにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

したがって、(2)が不適当なものである。

平成23年度問題58 給水装置施工管理法 建築基準法第1条(目的)の次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び  ア に関する  イ の基準を定めて、国民の生命、健康及び  ウ の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する事を目的とする。

- |        | ア  | イ   | ウ |
|--------|----|-----|---|
| (1) 管理 | 最低 | 財 産 |   |
| (2) 管理 | 共通 | 建築物 |   |
| (3) 用途 | 最低 | 財 産 |   |
| (4) 用途 | 共通 | 建築物 |   |

【解説】

建築基準法第1条(目的) この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

したがって、(3)が適当なものである。

平成22年問題 54 給水装置施工管理法 建築基準法施行令に基づき規定されている配管設備等の技術的基準に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) エレベーターの昇降路内を利用して配管することにより、パイプシャフトを省略し、給水装置費用の軽減を図る。
- (2) 配管設備から漏水せず、溶出する物質によって汚染されないものとする。
- (3) 給水管が準防火構造の防火区画を貫通する場合は、貫通する部分からそれぞれ 1m以内の距離にある部分を不燃材料で造る。
- (4) 飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させない。

【解説】

- (1) 誤り。建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第1項第三号 第129条の3第1項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。
- (2) 記述の通り。令第129条の2の5第2項第三号 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。  
イ 当該配管設備から漏水しないものであること。  
ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
- (3) 記述の通り。建築基準法施行規則第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第七号イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- (4) 記述の通り。施行令第129条の2の5第2項 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。  
一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

したがって、(1)が不適当なものである。

平成21年度問題52 給水装置施工管理 建築基準法施行令及びこれに基づき規定されている建築物に設ける飲料水の配管設備に設けられる飲料水の配管設備の構造方法に関する次の記述のうち、**不適当なものはどれか**。

- (1) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)を除き、給水タンクにはオーバーフロー管を設ける。
- (2) 圧力タンク等を除き、有効容量が2m<sup>3</sup>以上の給水タンクには通気のための装置を設ける。
- (3) 給水立主管からの主要な分岐管には、分岐点に近接した部分に逆止弁を設ける。
- (4) ウォーターハンマが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマ防止のための措置を講ずる。

【解説】

- (1) 記述の通り。
- (2) 記述の通り。
- (3) 誤り。建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件第一〇 給水立主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に**止水弁**を設けること。
- (4) 記述の通り。建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件第一イ ウォーターハンマが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマ防止のための措置を講ずること。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成20年度問題60 給水装置施工管理 建築基準法に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なものはどれか**。

この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する  **ア** を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

建築基準法施行令において、安全上、防火上及び  **イ** 上の必要な配管設備等の技術的基準が定められている。

この配管設備等の技術的基準では、建築物に設ける給水、その他の配管設備の  **ウ**、並びに建築物に設ける飲料水の配管設備の  **ウ** が定められている。

飲料水の配管設備については、当該配管設備から漏水しないものとするなどの基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は  **エ** の認定を受けたものでなければならない。

- |           | ア  | イ      | ウ      | エ |
|-----------|----|--------|--------|---|
| (1) 必要な基準 | 健康 | 設置及び構造 | 国土交通大臣 |   |
| (2) 最低の基準 | 衛生 | 設置及び構造 | 国土交通大臣 |   |
| (3) 最低の基準 | 健康 | 設置及び規格 | 厚生労働大臣 |   |
| (4) 必要な基準 | 衛生 | 設置及び規格 | 厚生労働大臣 |   |

【解説】

**建築基準法第1条(目的)** この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する**最低の基準**を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

**建築基準法施行令**において、安全上、防火上及び**衛生**上の必要な配管設備等の技術的基準が定められている。

この配管設備等の技術的基準では、建築物に設ける給水、その他の配管設備の**設置及び構造**、並びに建築物に設ける飲料水の配管設備の**設置及び構造**が定められている。

**令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第2項三号** 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は**国土交通大臣**の認定を受けたものであること。

イ 当該配管設備から漏水しないものであること。

ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。

したがって、(2)が適当なものである。

平成19年度問題 59 給水装置施工管理 建築物に設ける飲料水の配管設備に関する次の記述の内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させない。

水槽、流し、その他水を入れ又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との **ア** を適当に保つ等有効な水の **イ** のための措置を講ずる。

給水タンク及び **ウ** は、ほこりその他、**エ** 上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、**エ** 上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずる。

- |          | ア    | イ     | ウ  | エ |
|----------|------|-------|----|---|
| (1) 垂直距離 | 逆流防止 | 貯水タンク | 衛生 |   |
| (2) 垂直距離 | 負圧破壊 | 圧力タンク | 衛生 |   |
| (3) 直線距離 | 逆流防止 | 圧力タンク | 給水 |   |
| (4) 直線距離 | 負圧破壊 | 貯水タンク | 給水 |   |

【解説】

建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第2項 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との**垂直距離**を適当に保つ等有効な水の**逆流防止**のための措置を講ずること。
- 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
  - イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
  - ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- 五 給水タンク及び**貯水タンク**は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、**衛生**上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び**衛生**上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

したがって、(1)が**適当なもの**である。

平成19年問題60 給水装置施工管理 建築基準法施行令に規定されている安全上、衛生上必要な配管設備に関する基準として、不適当なものはどれか。

- (1) いかなる場合においても、構造耐力上主要な部分を貫通して配管してはならない。
- (2) エレベーターに必要な配管設備を除いて、エレベーターの昇降路内に給水、排水その他の配管設備を設置してはならない。
- (3) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設置する。
- (4) 給水管、その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造る。

【解説】

- (1) 誤り。建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第1項第二号 **構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。**
- (2) 記述の通り。
- (3) 記述の通り。令第129条の2の5第1項第四号 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- (4) 令第129条の2の5第1項第七号同第七号 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁(以下この号において「**防火区画等**」という。)を**貫通する場合**においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
  - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

したがって、(1)が不適当なものである。ただし、(4)問には**防火区画である旨の記述がない**ために、「両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料にする」必要がなく不適当となる。

平成18年問題53 給水装置施工管理 建築基準法に基づき定められている建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法に定める、給水タンク又は貯水タンク(以下、本問においては「給水タンク等」という。)に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 給水タンク等のうち、内部が常時加圧される構造のものを除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設ける。ただし、有効容量が2m<sup>3</sup>未満の給水タンク等については、この限りでない。
- (2) 給水タンク等の内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、直径60cm以上の円が内接することができる構造としたマンホールを設ける。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
- (3) 給水タンク等の内部には、飲料水及び空調用冷温水の配管設備以外の配管設備を設けない。
- (4) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずる。

【解説】

- (1) 記述のとおり。
- (2) 記述のとおり。建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(昭和50年建設省告示第1597号)第二イ(4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合においては、この限りでない。
  - (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「**圧力タンク等**」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
  - (ろ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
- (3) 誤り。配管設備の構造方法を定める件第二イ(3) 内部には、**飲料水の配管設備以外**の配管設備を設けないこと。
- (4) 記述の通り。

したがって、(3)が不適当なものである。

平成18年問題58 給水装置施工管理 建築基準法施行令に規定されている、給水、排水その他の配管設備の設置及び構造に関する次の記述の  内に入る語句の組み合わせのうち、**適当なもの**はどれか。

給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の防火区画、防火壁、界壁、間仕切壁又は隔壁(以下、本間においては「防火区画等」という。)を貫通する場合には、これらの管の構造は、次のいずれかに適合するものとする。

- ① 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に  ア 以内の距離にある部分を  イ で造ること。
- ② 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて  ウ が定める数値未満であること。
- ③ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間(準耐火構造の床若しくは壁又は防火壁にあつては1時間、界壁、間仕切壁又は隔壁にあつては45分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、 エ の認定を受けたものであること。

ア	イ	ウ	エ
(1) 50cm	不燃材料	水道事業者	国土交通大臣
(2) 1m	難燃材料	水道事業者	消防庁長官
(3) 50cm	難燃材料	国土交通大臣	消防庁長官
(4) 1m	不燃材料	国土交通大臣	国土交通大臣

【解説】

建築基準法施行令第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)第七号 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合には、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に **1m** 以内の距離にある部分を **不燃材料** で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて **国土交通大臣** が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間(第112条第1項から第4項まで、同条第5項(同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第8項(同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。))若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあつては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第四項の隔壁にあつては45分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、**国土交通大臣** の認定を受けたものであること。

したがって、(4)が適当なものである。

平成17年度問題55 給水装置施工管理 建築物の配管設備に関する次の記述のうち、**不適当なもの**はどれか。

- (1) コンクリートへ埋設される配管で腐食するおそれがある部分には、その材質に応じて有効な腐食防止対策を講じる。
- (2) 建築物に設ける給水管にウォーターハンマが生じるおそれがある場合には、エアチャンバーを設けるなどウォーターハンマ防止のための措置を講じる。
- (3) 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に給水タンク等を設ける場合には、給水タンク等の底、周壁又は天井は建築物の他の部分と兼用せず、また内部には飲料水の配管設備以外の配管設備を設けない。
- (4) 水槽などの設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部は、これらの設備のあふれ面の下に常にあるようにしなければならない。

【解説】

(1)、(2)、(3) 記述のとおり。

(4) 誤り。建築基準法施行令第129条の2の5第2項第二号 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備の **あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ** 等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。

したがって、(4)が不適当なものである。

## 平成17年度 問題59 給水装置施工管理

建築基準法施行令及びこれに基づき規定されている建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 外部から内部の保守点検が可能である小規模な給水タンク等を除き、給水タンクには、直径 60 cm以上のマンホールを設ける必要がある。
- (2) 圧力タンク等を除き、有効容量が 2m<sup>3</sup>未満の給水タンクには、オーバーフロー管を設ける必要がない。
- (3) 圧力タンク等を除き、有効容量が 2m<sup>3</sup>以上の給水タンクには、通気のための装置を設ける必要がある。
- (4) 圧力タンクには、有効な安全装置を設ける必要がある。

## 【解説】

- (1)、(3) 記述のとおり。
- (2) 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号)
  - 二 給水タンク及び貯水タンク
    - イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
      - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けることとあり、すべての給水タンク及び貯水タンクにはオーバーフロー管を設けることされている。
- (4) 記述のとおり。

したがって、(2)が不適当なものである。

## 平成16年度問題56 給水装置施工管理 建築基準法に関する次の記述の内に入る語句の組み合わせのうち、正しいものはどれか。

この法律は、建築物の敷地、構造、ア 及び用途に関する イ の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって ウ に資することを目的とする。

- |        | ア  | イ        | ウ |
|--------|----|----------|---|
| (1) 設備 | 共通 | 建築技術の発展  |   |
| (2) 設備 | 最低 | 公共の福祉の増進 |   |
| (3) 規模 | 共通 | 建築技術の発展  |   |
| (4) 規模 | 最低 | 公共の福祉の増進 |   |

## 【解説】

**建築基準法第1条(目的)** この法律は、建築物の敷地、構造、設備 及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

したがって、(2)が正しいものである。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

平成21年度問題57 給水装置施工管理法 次のア～エの給水装置工事に伴って発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、産業廃棄物に該当しないものの数はどれか。

- ア はつりの際に出たコンクリートがら
- イ アスファルトコンクリート舗装のがら
- ウ ポリ塩化ビニル管の切れ端
- エ 埋戻しの際に余った土

- (1) 1
- (2) 2
- (3) 3
- (4) 4

## 【解説】

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条(産業廃棄物) 法第2条第4項第一号 の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

七 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、**廃プラスチック類**、前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限り。)又は法第2条第4項第二号 に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの埋め戻しの際に余った土は産業廃棄物ではなく、**建設発生土**である。

したがって、(1)が該当しないものの数である。